

松阪市子ども発達総合支援センター

経営計画書【第3期】



令和6年3月

松 阪 市

(健康福祉部こども局)

はじめに

松阪市子ども発達総合支援センター”そだちの丘”は、平成28年10月に松阪市における唯一の公立の障がい児支援専門施設として開設し、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業の提供、及び児童の家族への支援、就園・就学への支援に努めてまいりました。令和3年4月には、障がい児に対する重層的な地域支援体制をめざし、新たに保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業を加え、「児童発達支援センター」へと移行したところでございます。

開設から7年余を経過する現在、そだちの丘を取り巻く環境は変わりつつあります。文科省の調査でも支援を必要とする児童は増加傾向にあり、それと比例するように、児童発達支援等福祉サービス事業所数も年々増加しております。

また、令和6年4月には児童福祉法が改正され、児童発達支援センターは地域における障がい児支援の中核的役割を担うことが明確化されることとなりました。「幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能」、「地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能」、「地域のインクルージョン推進の中核としての機能」、「地域の障がい児の発達支援の入り口としての相談支援」、この4つの機能を発揮することで、多様な障がいのある児童や家庭環境等に困難を抱えた児童を、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障がい児支援の質の底上げを図ることが児童発達支援センターには求められます。

開設当時の「公立施設として唯一の心身の発達を専門的に支援する施設」から「松阪市の中核的な支援施設」へと期待される、こうした背景も踏まえ、通所児童の保護者、地域住民、民生委員児童委員及び学識経験者などにより構成される経営評価委員会にて、このたび、第3期経営計画書を策定いただきました。この計画書に基づき、第3期経営計画期間においては、更なる安定した事業継続及び良質かつ適切な療育・訓練サービスの提供、そして児童発達支援センターとしての機能の発揮をめざしてまいります。

最後になりましたが、経営計画書の策定にあたり、多くの議論と助言を賜りました経営評価委員会委員の皆さまに厚くお礼を申し上げますとともに、今後もより良いサービス提供へご指導を賜りますようお願い申し上げます。

令和 6年 3月

松阪市長

竹上真人

目次

本編

第1章 施設の経過と経営計画の策定

- 1 松阪市子ども発達総合支援センターの開設までの経緯2
- 2 松阪市子ども発達総合支援センターの役割と位置づけ3
- 3 松阪市子ども発達総合支援センターを取り巻く環境の変化と経営計画4

第2章 経営戦略

- 1 経営理念（施設の基本理念）5
- 2 経営ビジョン6
- 3 経営方針（施設の運営目的）7
- 4 経営内容8
- 5 経営体制（施設の職員体制）10
- 6 経営推進（施設の事業推進）11

第3章 経営計画

- 1 経営計画の背景と第2期経営計画の検証12
- 2 第3期経営計画の目標15
- 3 第3期経営計画の具体的な取り組み16

第4章 経営にかかる財務

- 1 経営にかかる財務の課題18
- 2 経営にかかる財務の方針19
- 3 具体的な取り組み20

第5章 経営評価

- 1 経営評価の根拠22
- 2 経営評価の方法23
- 3 事業収益と経費の評価26
- 4 事業経費とサービス提供の評価26

第6章 経営計画の見直し

- 1 経営計画の見直し時期27
- 2 経営計画の見直し方法と内容27

評価編

1 評価シート及び評価基準

(1) 経営評価シート【財務関係 事業別経費調書】	32
経営評価シート【財務関係 経費投入効率調書】	36
経営評価基準【財務関係】	43
(2) 経営評価シート【事業実施関係】	50
経営評価基準【事業実施関係】	64

2 評価表

(1) (保護者等向け) 児童発達支援事業 評価表	68
(2) (事業所職員向け) 児童発達支援事業 自己評価表	71
(3) (保護者等向け) 放課後等デイサービス事業 評価表	75
(4) (事業所職員向け) 放課後等デイサービス事業 自己評価表	77
(5) (保護者等向け) 保育所等訪問支援事業 評価表	80
(6) (事業所職員向け) 保育所等訪問支援事業 自己評価表	82
(7) (保護者等向け) 障害児相談支援事業 評価表	85
(8) (事業所職員向け) 障害児相談支援事業 自己評価表	87
(9) 発達に関する相談支援事業 自己評価表	89

資料編

1 松阪市子ども発達総合支援センター経営評価委員会規則

2 関係法令

1) 児童福祉法	94
2) 社会福祉法	96
3) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	97
4) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の人員及び運営に関する基準	99
5) 松阪市子ども発達総合支援センター条例	100
6) 松阪市子ども発達総合支援センター条例施行規則	103
7) 松阪市子ども発達総合支援センター事業運営基本指針	111

経 営 計 画 書

本 編

※この「本編」では、心身の発達に心配がある、又は障がいがある満 18 歳未満の者を「児童」と表記します。

第 1 章 施設の経過と経営計画の策定

1 松阪市子ども発達総合支援センターの開設までの経過

松阪市における障がい児療育事業は、昭和 42 年 10 月に松阪市民病院内に肢体不自由児を対象とした松阪市療育センターを開設し、当時の整形外科医師、機能訓練士などをスタッフとして配置した、関係者のボランティア活動による運営で行っていました。

昭和 54 年 4 月、現松阪市福社会館が開設したことを契機に、同会館の 1 階に移転し、保育士を配置して、引き続き療育事業を実施していました。

平成 18 年 4 月の障害者自立支援法施行により、松阪市療育センターは同法に規定する児童デイサービス事業所として位置づけられました。

開設当初、通所利用する障がい児は、肢体不自由児が主でしたが、心身の発達に心配がある又は障がいのある児童として、発達障がいのある児童も通所対象とすることになり、年々、利用児童数が増加している状況の中、平成 24 年 4 月には、障害者自立支援法、児童福祉法等の法改正により、同センターは児童福祉法に規定する児童発達支援事業所に指定されました。

しかし、開設以来 30 年以上を経過した松阪市福社会館の老朽化は著しく、また、通所利用児童数の増加に伴い、より専門性のある療育訓練が求められることとなり、かつ、施設が手狭になってきたことから、平成 22 年度の松阪市障害者地域自立支援協議会からの提言「療育拠点による連携サポートシステムの構築に向けて(提言)～途切れない支援のために～」を契機に、平成 25 年度から療育施設整備事業が開始されることとなったのです。

平成 28 年 10 月、公立施設として唯一の心身の発達を専門的に支援する施設として松阪市子ども発達総合支援センターは開設し、児童福祉法に定める障害児通所支援事業(児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業)、及び松阪市自主事業として、保育園、幼稚園、認定こども園、小中学校等訪問支援巡回相談事業や特別支援教育体制支援事業等をスタートいたしました。

令和 3 年 4 月からは、障がい児に対する重層的な地域支援体制をめざし、新たに保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業を加え、児童発達支援センターとしての機能を拡充しながら実施しているところです。

2 松阪市子ども発達総合支援センターの役割と位置づけ

松阪市子ども発達総合支援センターは、児童福祉法第6条の2の2に定義する「児童発達支援事業」、「放課後等デイサービス事業」、「保育所等訪問支援事業」及び「障害児相談支援事業」を行う施設であり、社会福祉法第2条第3項に定める「第2種社会福祉事業」を実施する事業所となります。

令和3年4月には、国の障がい児支援の基本指針である「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき策定された「第1期松阪市障がい児福祉計画」において、設置目標とされている「児童発達支援センター」へと移行しました。

児童福祉法第7条で児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」は、通所利用障がい児への療育及びその保護者に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族の相談支援、障がい児を預かる施設への援助助言を行う地域の中核的役割を果たすことが期待されています。

また、令和6年4月には児童福祉法が改正され、「児童発達支援センター」が地域における障がい児支援の中核的役割を担うことが明確化されます。「中核的役割」として明確化する具体的な機能のイメージは、①「幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能」、②「地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）」、③「地域のインクルージョン推進の中核としての機能」、④「地域の障害児の発達支援の入り口としての相談支援」の4つとなります。この4つの機能を発揮することで、多様な障がいのある児童や家庭環境等に困難を抱えた児童を、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図ることが求められます。

こうした中で、本センターは、開設当時の「公立施設として唯一の心身の発達を専門的に支援する施設」から、心身の発達に心配がある又は障がいのある児童を対象として、日常生活における基本的動作、集団生活への適応などの療育や訓練を専門的に提供するとともに、この4つの機能を担う「松阪市の中核的な支援施設」へと期待される役割も増えつつあります。

3 松阪市子ども発達総合支援センターを取り巻く環境の変化と経営計画

松阪市子ども発達総合支援センターの開設以前（平成28年1月1日時点）には、市内の障害児通所児童支援事業所は児童発達支援事業所が4事業所、放課後等デイサービス事業所が9事業所でありましたが、現在（令和5年11月1日）では、それぞれ23事業所、35事業所となっており、年々事業所は増加傾向にあります。

一方、令和4年1月実施（同年12月公表）の文科省調査において、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合」は8.8%となり、前回調査（平成24年）の6.5%に比べ、その割合も増加しています。

支援を必要とする児童が増加する中、個々の児童の障がい特性や保護者のニーズの多様化から、保護者にとってサービス提供事業所の選択肢が増えることは好ましいこととありますが、様々な障がい特性のある児童とその家族へのきめ細かな対応、そして提供されるサービスの質の確保が求められています。

このような状況において、松阪市子ども発達相談支援センターは、心身の発達を専門的に支援する、唯一の公立施設として、また松阪市の中核的な支援施設として、安全安心の環境のもと、専門的技術を擁する多職種の連携など、本センターの強みを生かしながら、安定的に質の高いサービスの提供を行います。さらには、地域の保育園や教育機関、他の障害児通所事業所に対する研修の開催、必要に応じた助言や指導により地域全体の児童福祉サービスの質の向上を図り、途切れない支援体制の維持継続と強化を図るため、経営計画を策定します。

第2章 経営戦略

松阪市子ども発達総合支援センターは、平成25年度に策定された「松阪市障がい児療育施設整備事業に関する基本計画」をもとに施設整備されました。事業運営は「松阪市子ども発達総合支援センター事業運営基本指針(令和6年松阪市告示第59号)」に基づいて推進していきますが、事業の安定と継続維持を図るため、施設の経営理念、経営ビジョン及び経営方針などを次のとおり策定します。

Ⅰ 経営理念 (施設の基本理念)

心身の発達に心配がある又は障がいのある児童は、地域を構成する者であり、地域の保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、小中学校、家庭などで健やかに成長・発達するとともに生き生きと暮らすため、「途切れない支援」が必要となっています。

このことから、本センターの経営理念は次のとおりとします。

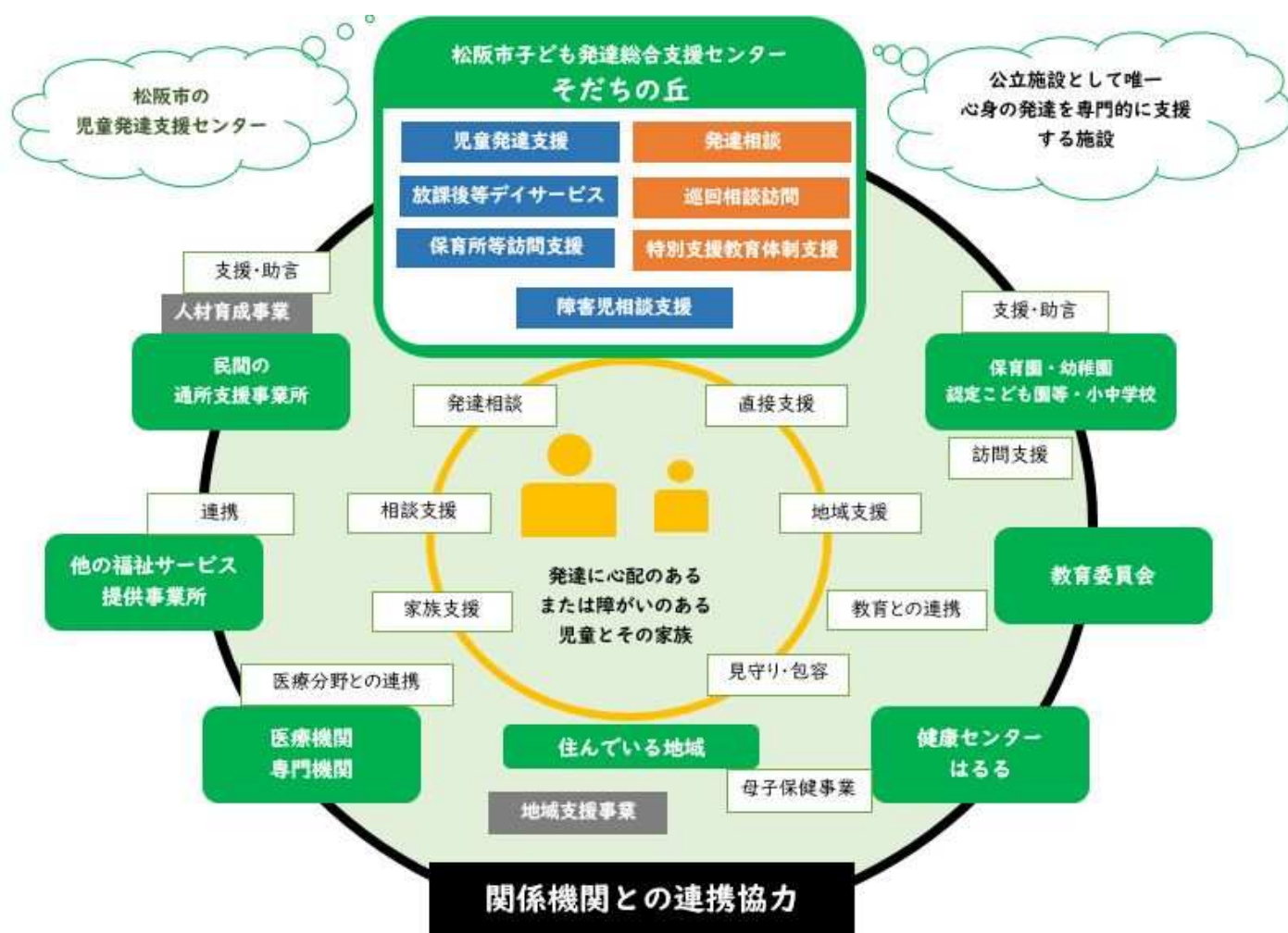
心身の発達に心配がある又は障がいのある児童が、地域で途切れない支援を受けながら安心した暮らしを実現するための支援をめざします。

2 経営ビジョン

先述のとおり、近年の心身の発達に心配がある児童数は、右肩上がりの増加が見られ、子育てや就園就学に思い悩む親が増えています。

このような状況のなか、松阪市子ども発達総合支援センターのあるべき姿は、児童及びその家族が、地域を構成する者として、地域で支援を受けながら、安心して自立した生活をおくることができるよう、また当たり前に就園・就学ができ、保育園、幼稚園、認定こども園及び学校等で生活ができるよう、心身の発達の程度に合わせた療育・訓練を提供することです。

そして、当該児童の家族が安心して子育てができるように、保健、医療、福祉、教育等の専門職による連携協働支援体制を築き、途切れない支援を行っていくことが重要です。



3 経営方針（施設の運営目的）

経営ビジョンで示した松阪市子ども発達総合支援センターのあるべき姿は、「専門職による連携協働体制を築き、支援を必要とする児童に対し、心身の発達の程度に合わせた療育・訓練の提供、集団生活への適応などの支援を行うとともに、当該児童の家族が安心して子育てができるよう、途切れずに支援する」ことです。それを実現するための経営方針は次のとおりです。

【経営方針】

支援を必要とする児童の心身の発達の程度に関わらず、必要に応じて支援計画を作成し、次のとおり提供していきます。

- (1) 就学前の児童は就園又は就学ができるように、日常生活における基本的動作の体得、社会適応などのための療育・訓練
- (2) 就学期の児童には、生活能力や社会適応の向上のための訓練
- (3) 就園就学においての発達に関する相談支援
- (4) 就園・就学後の者には、地域で生活するため保育園等への訪問支援や他の事業所への支援・助言を通じて、当該児童及び家族等に必要とする相談支援

4 経営内容

経営ビジョンを実現するため、具体的な事業を次のとおり推進していきます。

(1) 児童福祉法に定める事業

① 児童発達支援事業

「多職種で運営する集団療育」を基本としつつ、多様な利用機会を考慮し、未就園児には昼食・午睡を含めた毎日通所の場を提供します。

ア 対象者 就学前の児童

イ 主な内容

- ・ 基本的日常生活動作訓練(機能訓練も含む)
- ・ 集団生活適応訓練
- ・ 療育を必要とする対象児童の家族の介助負担軽減
- ・ その他必要とする訓練の機会や情報の提供

② 放課後等デイサービス事業

訓練内容や児童の状態に応じて、個別もしくは複数での訓練を実施します。

ア 対象者 就学期の児童

イ 主な内容

- ・ 生活能力向上に必要とする訓練
- ・ 社会との交流の促進
- ・ 対象児童の家族の介助負担軽減のための介助技術の提供
- ・ その他必要とする訓練の機会や情報の提供

③ 保育所等訪問支援事業

保育園、幼稚園、認定こども園、学校等の集団生活の場への訓練士等の訪問支援を実施します。

ア 対象者 就園就学中の児童

イ 主な内容

- ・ 通園する保育園等での専門職の訪問支援
- ・ 訪問先職員への助言、指導

④ 障害児相談支援事業

障がい児等の相談に応じ、助言、連絡調整等必要な支援を行うほか、サービス等利用計画の作成後も継続的に関わっていきます。

ア 対象者 児童及び保護者

イ 主な内容

- ・ 障害児支援利用計画の作成
- ・ 利用状況のモニタリング及び相談支援

【定員】

年 度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
経営計画	第 3 期		
児童発達支援	40 人	40 人	40 人
放課後等デイ	15 人	15 人	15 人

※各年度の定員数は、松阪市子ども発達総合支援センター条例施行規則(平成 28 年松阪市規則第 56 号)附則 3 の規定による。

(2) 松阪市自主事業

① 保育園・幼稚園・認定こども園・小中学校等訪問支援巡回相談事業

児童が、安心して地域の保育園・幼稚園・認定こども園・小中学校等に通園又は通学できるようにするために、当施設職員、巡回相談員が、地域の当該保育園等及び小中学校へ出向いて、集団生活に適応するための専門的な技術支援あるいは情報提供などを行います。

また、必要に応じて、高校及び放課後児童クラブにも対応していきます。

② 児童発達支援人材育成事業

子育て支援又は特別支援教育に関わる事業に従事する職員等の発達支援の技術的向上と人材育成を行います。

③ 児童発達相談支援事業

保健、福祉、教育及び医療の各分野並びに関係機関との連携のもと、児童、保護者などの家族、保育・教育関係者に対し、当該児童にかかわる子育て、訓練、就園又は就学などについて、専門的な知識・技術を必要とする相談支援を行います。

④ 特別支援教育体制支援事業

就園就学前から卒業するまでの学校教育段階等において、児童の自立と社会参加の実現に向けて、一人ひとりのニーズを的確に把握し、その可能性を最大限に伸ばすことを目指した指導と支援の充実を図るために、「個別の教育支援計画」策定と活用の指導と支援、「パーソナルファイル」及び「サポートブック」の活用と促進、松阪市教育支援委員会及び松阪市障がい児保育支援委員会に対する支援を行います。

⑤ 児童発達地域支援事業

松阪市内において、本センターから遠方の地域で、当該地域内に児童発達支援事業所あるいは放課後等デイサービス事業所がなく、本センターを利用す

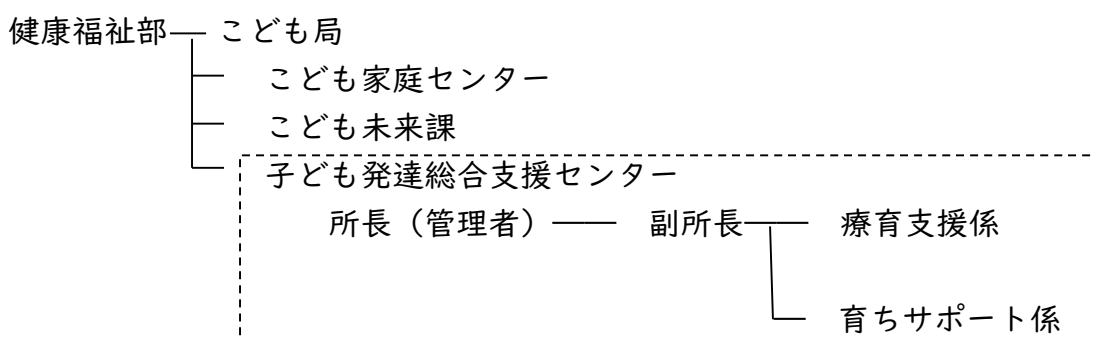
ることが難しい児童のために、必要に応じ、当該地域内において児童発達支援地域デイサービス事業を実施します。

また、学校の長期休業期間中に就学期の障がい児の日中活動の場を確保するために、地域のボランティア、地域関係者などの協力を得ながら市内の公共施設を利用して児童発達支援地域スクール事業を実施します。

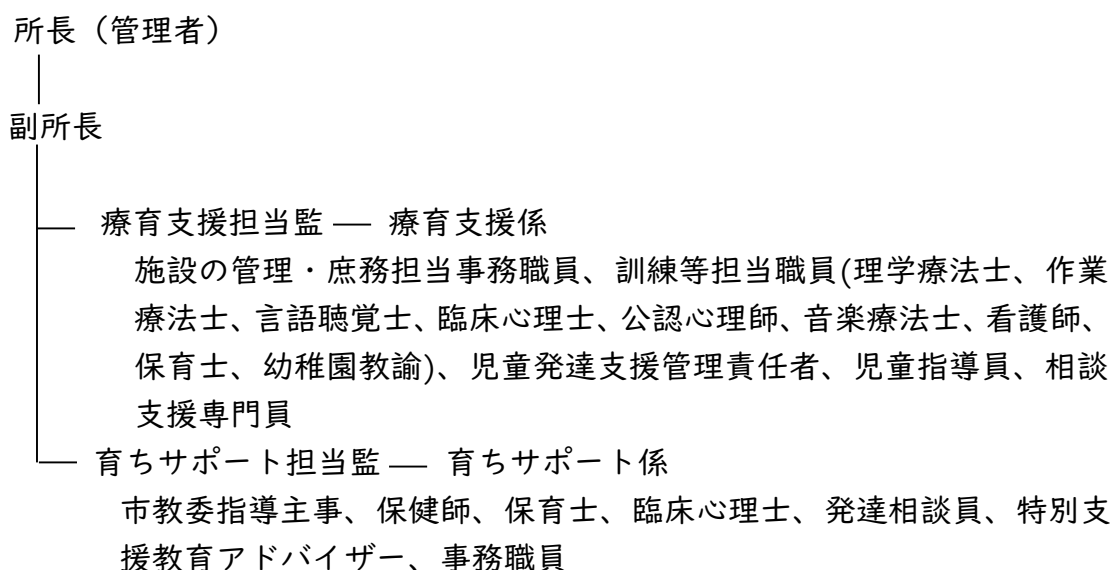
5 経営体制（施設の職員体制）

専門的人材を配置し、積極的な支援体制を構築して、安定した事業展開と経営ビジョンの達成を図ります。

（1）組織（令和6年4月1日現在）



（2）職員配置（令和6年4月1日現在）



(3) 業務内容

① 所長（管理者）

センター業務統括、法定事業管理者（指定基準(※1)第7条）

② 副所長

センター業務統括補佐

③ 療育支援担当監

療育支援係業務統括

療育支援係

法定事業を推進する。

自主事業を育ちサポート係と連携・協働して推進する。

施設の管理・庶務を担う。

④ 育ちサポート担当監

育ちサポート係業務統括

育ちサポート係

児童及びその家族、保育・教育関係者等の相談支援業務を推進する。

自主事業を療育支援係と連携・協働して推進する。

※1 指定基準・・・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省告示第15号）

(4) 主な会議等

① 施設経営に関する会議

本センター全体の事業推進に関する協議

② サービス提供等に関する検討会議

本センターを利用する児童に対する支援プログラムの検討

③ 支援に関する連携会議

地域内の障害児通所支援事業所、専門機関などによる連携支援協議

6 経営推進（施設の事業推進）

経営ビジョンの達成には、経営体制(職員体制)の構築とともに、児童の子育てを支援するプログラムの構築、そして適正かつ高品質なサービスの継続的提供、すなわち支援の継続性を担保とする必要があります。その支援の「継続」をより着実に実現するため、それぞれの事業に関する基本指針（ガイドライン）を定め、提供現場での方向性を示し、事業の安定的な推進を確保するとともに、事業検証による改善を積極的に進めていきます。

第3章 経営計画

Ⅰ 経営計画の背景と第2期経営計画の検証

松阪市子ども発達総合支援センターの施設整備事業を開始する時、次のような課題がありました。

【課題】

心身の発達に心配がある又は障がいのある児童及びその家族が安心して地域で生活できるためには、機能訓練、基礎的な生活訓練、社会適応訓練、家族の悩みの軽減若しくは解消への支援、地域での定期的な療育支援の実現などを求められている。

この課題を解決するため、松阪市子ども発達総合支援センター第2期経営計画では、第1期計画を継承しつつ、以下のとおり計画目標を立てました。

区分（年度）	第2期（令和3年度～令和5年度）
目標	センター経営とサービス提供体制の安定化及び地域体制の推進
計画目標	① 通所利用児童及びその家族の満足度調査及び結果分析 ② 通所利用児童の拡大 ③ 人材育成事業の充実 ④ 地域支援事業の推進 ⑤ 利用者負担金の適正徴収 ⑥ 利用者コストの減 ※令和5年度に経営計画の見直しを行い、第3期経営計画を策定する

第2期計画目標に対する取り組み、及び成果と課題は次のとおりです。

① 通所利用児童及びその家族の満足度調査及び結果分析

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援について、通所利用児童及びその家族等による事業所評価あるいは満足度調査を行い、意見を集約しました。4事業を合わせた全体の平均満足度（評価）は、88%前後であり、一定の満足度を得ていると評価できます。ただし、個々の「意見」として、保護者への適切な説明や支援を求める声や非常時等の対応に対する不安の声も散見されます。利用児童が安全安心に利用できる体制を構築し、「意見」

や評価の低い項目について、保護者のニーズを把握することが必要であると考えられます。

平均満足度(評価)

区 分	第 1 期	第 2 期		
年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
平均満足度 (評価)	88.60%	88.52%	88.00%	-

② 通所利用児童の拡大

児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用児童数は、減少傾向にあります。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、陽性者または濃厚接触者となった方、また感染症対策として感染への不安からサービス利用を控えられた方等によるサービス利用の減によるものと考えられます。

一方、児童発達支援センター化に伴い、令和 3 年度から新たに開始した保育所等訪問支援及び障害児相談支援は増加傾向にあります。事業の浸透が図られてきたこと、また利用児童の保育園や学校、相談者の自宅等へ訪問する形態であることから、日程調整等により感染拡大の影響を抑制することができたためと考えられます。

今後はコロナ禍で定着しつつあった利用者の行動様式が変化していく中で、利用児童数の回復が望まれます。

延べ利用児童数

区 分	第 1 期	第 2 期		
年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (R5.9 末時点)
児童発達支援	延 5,788 人	延 4,707 人	延 4,197 人	延 2,007 人
放課後等デイサービス	延 1,724 人	延 1,503 人	延 1,034 人	延 515 人
保育所等訪問支援	-	延 47 人	延 92 人	延 59 人
障害児相談支援	-	延 93 人	延 266 人	延 159 人
計	延 7,512 人	延 6,350 人	延 5,589 人	延 2,740 人

③ 人材育成事業の充実

令和 4 年度の専門職員のスキルアップを図るための研修事業は、感染症対策及び DX 推進の取り組みとして、令和 5 年 1～2 月にかけて YouTube による動画配信で開催しました。参加者は 86 名で前年度の集合形式と比較し、約 4 割増加しました。また、参加者の 9 割からよかったとの評価を得ており、担当職員の研修会運営業務の軽減を図ることができました。

④ 地域支援事業の推進

令和 3 年度から開始した保育所等訪問支援事業の利用児童数は、令和 4 年度には前年対比で約 2.8 倍になり、事業の認知、浸透が伺えます。地域の保育園や学校等を訪問し、集団生活への適応等を支援する保育所等訪問支援事業、また地域の保育園や学校等に巡回相談員が出向き、専門的な技術支援を行う自主事業（保育園・幼稚園・認定こども園・小中学校等訪問支援巡回相談事業）は、インクルーシブな育ちと学びを進める上で、更なる推進が望まれます。

⑤ 利用者負担金の適正徴収

児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を利用する児童に対し、報酬告示にのっとり給付費の利用者負担分（1 割相当額）を請求し、滞納なく徴収しました。

⑥ 利用者コストの減

児童福祉法に定める事業経費、施設管理運営経費、児童発達地域支援事業経費、発達に関する相談支援経費の全てにおいて、1 日一人当たりの経費は増加傾向にあります。全ての事業経費の多くを人件費が占める中で、利用児童の減少により一人当たり換算される額が増加したことも要因と考えられます。利用児童へのきめ細やかな支援の質を確保するためには人材確保が第一であり、本センターは不採算事業であることから、やむを得ない側面もあると言えますが、事務の効率化等を図り、職員一人ひとりが経営コスト意識を持つことが必要です。

2 第3期経営計画の目標

第2期経営計画の松阪市子ども発達総合支援センター第2期経営計画の経営ビジョン(第2章-2参照)を実現するために、第2期計画を継承しつつ、児童発達支援センターとしての役割、機能の充実を踏まえ、第3期となる経営計画を策定し、計画的に事業経営を推進していきます。

第3期計画期間、及び計画目標を次のとおり設定します。

区分(年度)	第3期(令和6年度～令和8年度)
目標	・児童発達支援センターとしての機能、運営の強化 ・安定的なセンターの運営とサービス提供体制の充実
計画目標	① 発達支援、家族支援の強化 *児童発達支援事業 *放課後等デイサービス事業 *保育所等訪問支援事業 ② 地域の保育園・幼稚園・小中学校等に対する助言・支援 *児童発達支援人材育成事業 *保育園・幼稚園・認定こども園・小中学校等訪問支援巡回相談事業 ③ 地域のインクルージョン推進 *保育所等訪問支援事業 *特別支援教育体制支援事業 *児童発達地域支援事業 ④ 相談支援事業の充実 *児童発達相談支援事業 *障害児相談支援事業 ⑤ 「保護者による事業所評価」及び「職員による自己評価」の実施と結果分析 ⑥ 防災・防犯対策の徹底 ⑦ 配当予算(歳出)と利用者負担金(歳入)の適正な執行と徴収 ⑧ 第3期経営計画の必要に応じた見直しと第4期経営計画の策定

3 第3期経営計画の具体的な取り組み

本経営計画の目標を達成するため、松阪市子ども発達総合支援センター事業運営基本指針（令和6年松阪市告示第59号）に基づき、次のとおり具体的に実践していきます。

具体的な取り組み内容

① 専門的な発達支援、家族支援の強化

本センターの強みである多職種（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士・公認心理師・音楽療法士・看護師・保育士・幼稚園教諭）による連携のもと、支援プログラムを立案し、質の高い発達支援サービスに努めます。また、令和4年度から松阪市の行政改革取り組みとして実施している「ペアレントトレーニング」については、当センターへ講師を招聘し、リーダー養成講座を開催することにより、対応できる職員の育成を図り、対象者や実施方法の拡充などを強化します。

② 地域の保育園・幼稚園・小中学校等に対する助言・支援

本センターの専門職員が講師となり、子育て支援または特別支援教育に関する事業に従事する専門職員のスキルアップを図るため、引き続き研修事業を実施します。その実施方法についても、YouTubeを活用した配信を取り入れ、より広く参加できる体制づくりに努めます。

③ 地域のインクルージョン推進

保育所等訪問支援の活用を進め、家庭や関係機関等と更に連携しながら、地域で安心して生活できる体制づくりを図ります。

④ 相談支援事業の充実

児童及びその家族に対し、保護者の不安に寄り添い、保健・福祉・教育・医療等の各関係機関と連携し、専門的な知識や技術による発達相談を行います。

また、療育・訓練を必要とする場合、より速やかに、より適切なサービス提供へとつなげられるよう、相談から利用開始までの流れを見直し、相談支援事業所として柔軟な対応に努め、サービス事業所との連携を図ります。

⑤ 「保護者による事業所評価」及び「職員による自己評価」の実施と結果分析

「利用児童の保護者による事業所評価」及び「職員による自己評価」を実施します。「保護者による事業所評価」では、特に第2期経営計画期間で評価の低か

った項目について、保護者のニーズを調査し、今後のあり方を検証します。また、「保護者による事業所評価」と「職員による自己評価」の結果を集約、分析し、課題を整理するとともに、「保護者による事業所評価」＝他者評価と、「職員による自己評価」＝自己評価の観点から、事業の重要度、優先度を図ります。

⑥ 防災・防犯対策の徹底

第2期計画期間の「保護者による事業所評価」のなかで、保護者の不安が顕著に表れた「防災・防犯対策」について、多様な観点から対策を講じます。

職員は、年2回の消防訓練に加え、地震・火災等を想定した「防災訓練」と、不審者の進入を想定した「防犯訓練」を7回実施します。訓練後には職員間で気づきを共有することで、非常時における役割分担の徹底と対応体制のブラッシュアップを図ります。また、同期間内には、児童や保護者に防災週間を設定し、災害発生時の対応の周知、訓練結果の「そだちの丘だより」への掲載、保護者アンケートの実施により、不安が軽減されたと感じる方の割合増加を目指します。

⑦ 配当予算(歳出)と利用者負担金(歳入)の適正な執行と徴収

支援にかかる経費の検証を行い、提供するサービスの質の担保を前提としつつ、持続可能なセンター運営を考慮しながら、配当予算が適正に執行されているか実証します。また、利用者負担金を適正に徴収し、滞納を防止します。

⑧ 第3期経営計画における必要に応じた見直しと第4期経営計画の策定

第3期経営計画中に、必要に応じて当経営計画書の改定を検討します。

また、第3期経営計画期間の最終年度である令和8年度には、前項以外に、第3期計画期間内における経営評価を集約し、課題の整理と実践の成果を踏まえて、第4期経営計画を作成します。

第4章 経営にかかる財務

Ⅰ 経営にかかる財務の課題

松阪市子ども発達総合支援センターの経営は、営利を目的とせず、公的負担による児童福祉を達成することが命題であることから、大部分を占める公費をいかに効果的に事業運営に投入するかが課題となっています。

ただし、公的予算には限りがあるため、収支の財務基盤の下で経営ビジョンを実現することが重要課題であることを認識しなければなりません。

特に、収支均衡課題を考慮するあまり、本来必要とする経費を抑制し、かつ、必要とする人員を一部削減することは、経営ビジョンの実現を困難にさせ、経営方針が示すサービスの質の低下につながります。

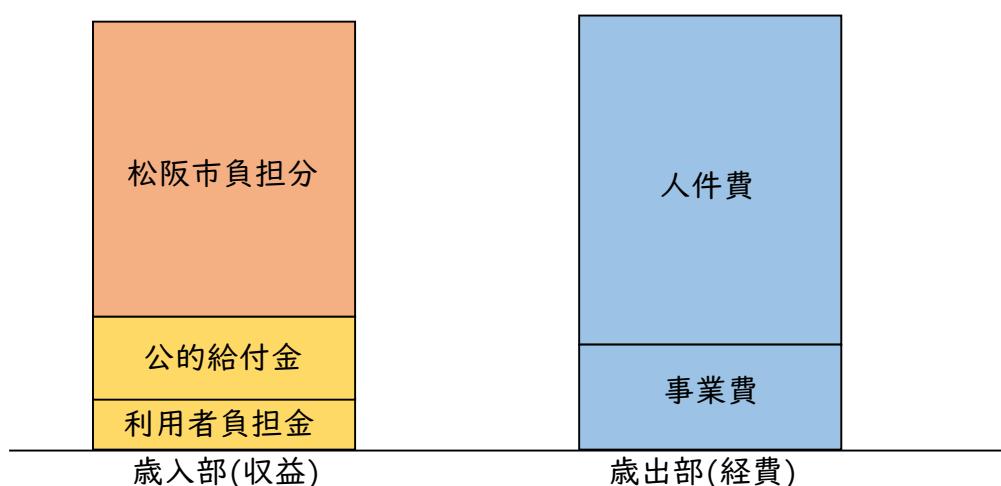
児童が必要とする支援の継続性が担保できないとなれば、利用児童の減少、利用の敬遠を招き、経営方針（目的）が達成できず、最終的に安定した経営の構築が不能となるおそれがあります。この点を十二分に認識して、経営戦略を推進する必要があります。

2 経営にかかる財務の方針

松阪市子ども発達総合支援センターの経営にかかわる収益は、報酬告示（*2）に定める障害児通所給付費等単位数表から算出した報酬及び児童福祉法による利用者負担金です。

また、必要経費は、経営ビジョンの実現に要する人件費及び事業費ですが、その総額は先述の収益の額以上となっています。

*2 報酬告示…「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（厚生労働省告示第122号）」



*収支区分は概略であり、年度ごとに変動あり

財務経営として、その経費から収益を控除した部分は一般財源で負担することとなります。そのため、一般財源での負担の抑制を図りながら、必要とするサービス提供を支える戦略を実施していく必要性を鑑み、財務経営の方針を次のとおりとします。

○財務経営の方針

- (1) 法定事業における利用児童の増加をはかる。
- (2) 自主事業などの法定事業以外の取り組みから、法定事業の支援が必要とされるときは、積極的につなぐよう努める。
- (3) 本センターの維持管理業務の見直しを常に行い、外部委託を積極的に推進する。
- (4) 外部委託は可能な限り競争性を組み入れていく。
- (5) 事業運営基本指針に定める事業と職員配置のあり方を検証し、経営ビジョンに支障がない限り人件費の抑制を図る。ただし、過度な抑制は、経営ビジョンの達成を実現不可能にすることを十分に認識しなければならない。

3 具体的な取り組み

第3期経営計画では、第2期計画を継承し、以下のとおり取り組みます。

(1) 財務上の目標

持続可能なサービス提供のため、財務上の目標は「原価維持・抑制の下、効果的な業務、高品質サービス提供の志向」とします。

年度毎に経営経費の算出をおこない、前項の「財務経営の方針」に基づいた経費の最少化に努めるものとします。

(2) 安定した経営のための収益確保

ア 利用児童数の確保

本センターの収益は、先述のとおり、提供するサービスに対する報酬及び利用者負担金によるものです。

利用児童数によって収益額が変動することを踏まえ、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、定員数と利用児童数によって算出される利用率（稼働率）を注視しながら、収益を図るものとします。

尚、報酬告示の留意事項通知（*3）で定められた要件を満たす場合、また災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、定員超過利用減算の対象となり、報酬単価が100分の70に減算されることに十分留意する必要があります。

*3 留意事項通知…児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)

【定員】

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
経営計画	第3期		
児童発達支援	40人	40人	40人
放課後等デイ	15人	15人	15人

※各年度の定員数は、松阪市子ども発達総合支援センター条例施行規則(平成28年松阪市規則第56号)附則3の規定による。

保育所等訪問支援は、児童発達支援や放課後等デイサービスと同じ「障害児通所支援」の一つですが、児童が集団生活を営む場で支援することから、定員数の定めはありません。児童発達支援や放課後等デイサービスの利用児童からつながるケースも多く、これら事業の利用率（稼働率）を踏まえた上で、必要に応じてサービスを提供し、収益を図るものとします。

イ 利用者負担金の徴収

児童福祉法によって通所受給者証をもつ児童が松阪市子ども発達総合支援センターを利用するときは、利用者負担金が必要となります。負担金の徴収は本センターが実施し、滞納が発生しないように努めるものとします。（無償化対象児童の利用者負担金は不要です）

(3) コスト削減への取り組みの強化

松阪市子ども発達総合支援センターの経営においては、毎年度、確実に必要経費を見直して経費削減に努めなければなりません。

具体的には、ペーパーレス化の推進を図り、コピーカウント料の前年対比5%減に取り組むなど、経費を最小限に抑制していきます。また、施設の維持管理業務などについては、可能な限り外部委託とし、一般競争入札等による経費節減をはかるものです。

(4) サービス提供上の留意点

経営ビジョン(第2章経営戦略-2)の達成のためには、保護者等による事業所評価やご意見、求められるニーズ、苦情解決した事案等の結果を分析し、より質の高い支援体制につなげることが求められます。。

一方、財務上においては、原価維持・抑制の下で、収支均衡を図る必要があります。そのため、当センターの多くを占める人件費を過度に抑制すると、提供サービスの水準が低下する恐れがあることから、提供サービスの質の確保と財務バランスはより慎重に判断する必要があります。

(5) その他

ア 木質劣化防止対策

松阪市子ども発達総合支援センターは、木造建築であることから、施設性能を維持しつつ長く利用するために、木質外壁等の劣化や腐食を未然に防ぐ対策が必要です。必要な予防保全対策を行うことで、大規模な修繕に至ることなく施設の長寿化を図ることができると考えます。

そのため、日々の職員による点検を強化し、細部の破損等の対応については、できる限り早期に補修等を行うことで、修理箇所の拡大を抑え、修理経費の増加を抑制する努力が必要となります。

なお、木質劣化防止対策の実施に当たっては、関係部局である営繕課と連携を図り、松阪市実施計画に基づいて計画的に推し進めます。その際、施設の劣化の進行状況を踏まえ、実施方法を工夫するなど軽費の縮減に努めることが大切ですが、対策に係る経費については、通年の事業費と別途にて行うべきと考えます。

第5章 経営評価

Ⅰ 経営評価の根拠

松阪市子ども発達総合支援センターの経営評価は、本センターの継続的安定的な事業経営とともに、利用児童に、良質かつ適切な療育や訓練のサービスの提供を図るため、次のような法令根拠等に基づいて行います。

(1) 社会福祉法に基づく評価

松阪市子ども発達総合支援センターは、社会福祉法第2条第3項に定める第2種社会福祉事業である障害児通所支援事業として児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業、及び障害児相談支援事業を実施しますので、社会福祉法第78条第1項の規定により「サービス提供の評価」をしなければならないことになっています。

(2) 「松阪市障がい児療育施設整備事業に関する基本計画」に基づく第三者評価委員会の設置と評価

平成25年度に作成された「松阪市障がい児療育施設整備事業に関する基本計画」の「10 その他事項」に、「新療育施設に第三者評価委員会を設置し、開設後に実施する各種事業の適正実施、事業効果などの評価をおこなうものとする。」と示されています。

(3) 「松阪市子ども発達総合支援センター経営評価委員会規則」に基づく評価

(1) (2)で示された規定等に基づき、本センターの運営する事業の継続的に安定した推進と、サービスの良質かつ適切な提供を図るため、平成29年に「松阪市子ども発達総合支援センター経営評価委員会規則」を制定し、評価を行っています。

2 経営評価の方法

松阪市子ども発達総合支援センターは、松阪市子ども発達総合支援センター条例(平成28年松阪市条例第3号)第2条に規定する事業を継続的に安定した推進とサービスの良質かつ適切な提供を図るために、松阪市子ども発達総合支援センター経営評価委員会規則(平成29年松阪市規則第20号)に基づき、「経営評価委員会」を設置します。利用児童の保護者、地域住民、民生委員児童委員及び学識経験者などの外部者にて構成された、この「経営評価委員会」において、松阪市子ども発達総合支援センター経営計画を策定し、関係法令及び策定した経営計画をもとに、経営全体の評価、課題整理と助言を行います。

第3期計画期間における経営評価の方法は次のとおりです。

(1) 「保護者による事業所評価」及び「職員による自己評価」の実施

【保護者による事業所評価】

児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業及び障害児相談支援事業を利用している児童の保護者に対し、事業所評価を実施します。児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、厚生労働省のガイドラインで提示された評価表を用います。さらに、第2期計画期間で評価の低かった項目については、保護者のニーズを把握するため、追加項目を設定し、調査します。

保育所等訪問支援、障害児相談支援については、厚生労働省による手引きや指定基準等をもとに、独自の評価表を作成し実施します。

【職員による自己評価】

児童福祉法に定める4事業、及び発達に関する相談支援事業について全職員による自己評価を行います。評価表は、「保護者による事業所評価」と同じく、国の示す評価表がある場合はそれを用い、ない場合は必要項目を作成して実施します。

(2) サービス評価検討会の設置

松阪市子ども発達総合支援センター事業運営基本指針(令和6年告示第59号)や厚生労働省通知の「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」等に基づき実施した「保護者による事業所評価」と「職員による自己評価」の集計と分析を行うため、本センター職員による「サービス評価検討会」を設置します。

児童福祉法に定める4事業については、「保護者による事業所評価」＝他者評価と、「職員による自己評価」＝自己評価の両側面から、保護者のニーズや実施の方法の是非、事業の見直しの必要性を図ります。

また、同検討会で各評価結果を分析し、その結果を、経営評価委員会へ報告します。

(3) 経営評価委員会

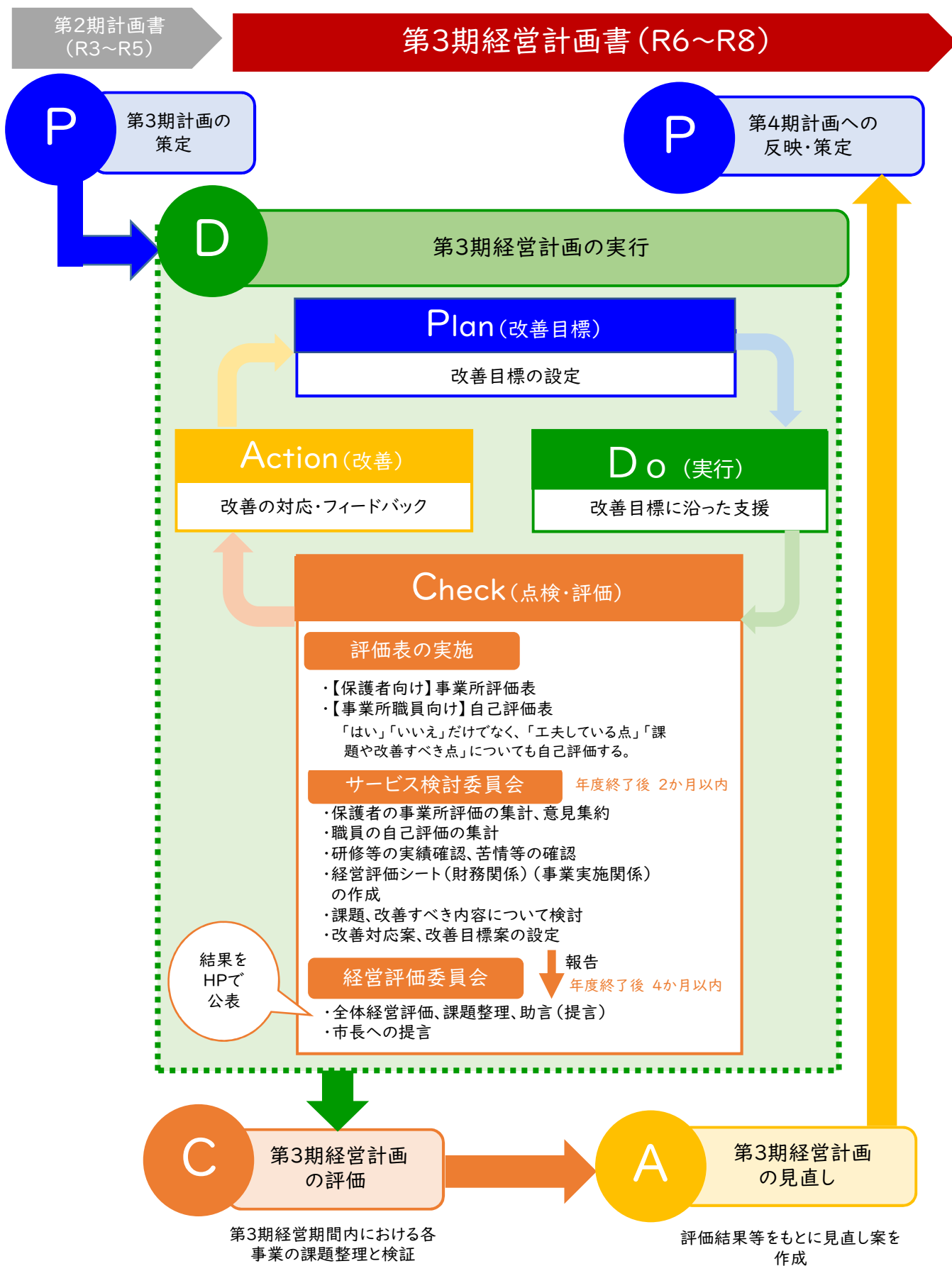
経営評価委員会は、第2章の経営戦略の「2 経営ビジョン」の達成状況を、各年度における松阪市子ども発達総合支援センターが実施した各種事業の実績、基本指針及び評価基準等による経営評価、また、保護者による事業所評価及び同センター職員による自己評価をもとに把握し、事業経営全体の評価を行い、課題整理と助言を行います。

【PDCA サイクルと経営評価】

PDCA サイクルとは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のプロセスを循環させ、業務改善や目標達成を実現するための手法です。当センターにおいても、第3期経営計画書を Plan とする PDCA サイクルのもと、事業改善等に取り組みますが、その中で経営評価は Check（点検・評価）にあたります。

PDCA サイクルと経営評価作業は〔図1〕のとおりです。

〔図1〕 PDCAサイクルと経営評価作業



3 事業収益と経費の評価

第2章経営戦略の「2 経営ビジョン」を達成するためには、各種事業の積極的な推進を支える事業予算を安定的に確保することが必要です。

そのためには、まず「第4章 経営にかかる財務」の「2 経営にかかる財務の方針」により、事業収益の確保と経費の節減を日常的に意識していくことが、事業の安定と継続を確保するために不可欠となります。

財務上の目標である「原価維持・抑制の下、効果的な業務、高品質サービス提供の志向」という視点から、事業収益と経費に関する評価方法を次のとおりとします。

(1) 事業収益の評価

児童福祉法に規定する事業を実施することから、事業収益は、報酬告示(*2)に定める各給付費及び児童福祉法により算出した利用者負担金です。

一方、「第4章 経営にかかる財務」では、松阪市子ども発達総合支援センターは不採算事業であることを示しています。

このことを踏まえて、評価対象年度とその前年度の各収益額について、その比較による伸び率により、収益に対する事業の評価を行います。

※2 報酬告示…「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（厚生労働省告示第122号）」

(2) 事業経費の評価

事業経費は、児童福祉法に定める事業経費、児童発達地域事業経費、発達に関する相談支援経費及び施設管理運営費の4経費に分けることができます。

各経費別に、評価対象年度の予算執行率、また前年度執行額との対比を割り出し、経費に対する評価を行います。

4 事業経費とサービス提供の評価

松阪市子ども発達総合支援センターがめざす「原価維持・抑制の下、効果的な業務、高品質サービス提供の志向」の実現には、支援プログラムの質の向上とともに運営に係る経費の抑制の両立が求められます。

児童発達支援センターとしての役割・機能が強化され、地域における障害児支援の中核的役割を担う中で、経営に係る定性的なものを含め、定量的に評価できる仕組みに基づき、俯瞰的な視点かつ優先順位付けの視点も持ちつつ、本センターの経営を適正に評価します。

第6章 経営計画の見直し

1 経営計画の見直し時期

この経営計画書では、松阪市子ども発達総合支援センターの事業経営の長期的計画目標を「第2章 経営戦略」の「2 経営ビジョン」で、その実現のための中期計画を「第3章 経営計画」で示しています。

この中期計画は、同章の「2 計画期間と目標」において、令和6年度から令和8年度までの3年間の第3期計画期間としています。

このことから、第4期計画の策定（計画の見直し）は令和8年度に行うものとします。

2 経営計画の見直し方法と内容

松阪市子ども発達総合支援センター経営計画の見直しは、「第5章 経営評価」において提示した「松阪市子ども発達総合支援センター経営評価委員会」において、「第3章 経営計画」の「3 第3期経営計画の具体的な取り組み」の⑧に示した項目等について検討していきます。

また、経営計画の見直しに合わせて、経営評価基準の見直しを行い、適正な経営評価事業の推進を維持していくよう努めます。

なお、経営計画等の見直し案などを市長に報告します。

経営計画書

評価編

Ⅰ. 評価シート及び評価基準

※この「Ⅰ.評価シート及び評価基準」では、心身の発達に心配がある、又は障がいがある満18歳未満の者を「児童」と表記します。

年度松阪市子ども発達総合支援センター経営評価シート【財務関係 事業別経費調書】

1. 歳入の部

(単位:円)

予算科目/説明	評価対象年度の 前年度決算額[R]	評価対象年度 予算額[R]	評価対象年度 決算額[R]	伸び率(%)	
14-2-1 民生費負担金	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
障害児通所支援事業負担金				予算額対比	0.00
22-5-1 民生費雑入	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
障害児通所支援給付交付金				予算額対比	0.00
児童発達地域支援事業収入	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00

2. 歳出の部

3-3-10 子ども発達総合支援センター費

(1)事業別経費構成比

(単位:円)

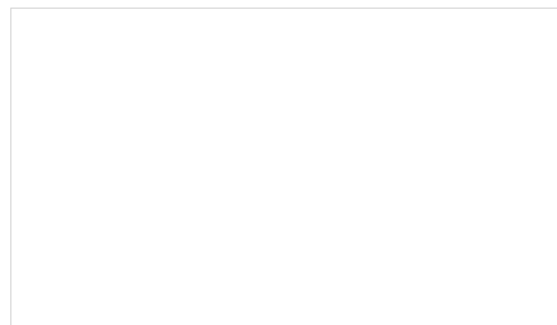
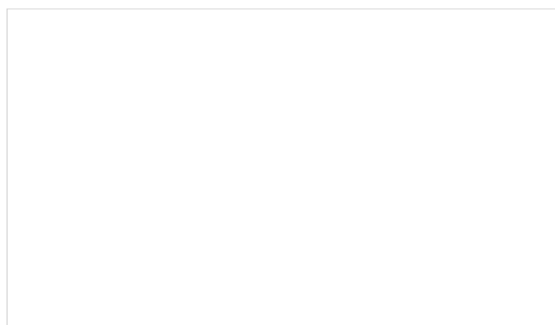
事業別経費	評価対象年度の 前年度決算額[R]		評価対象年度 予算額[R]		評価対象年度 決算額[R]	
児童福祉法に定める事業経費 ・児童発達支援事業 ・放課後等デイサービス事業 ・保育所等訪問支援事業 ・障害児相談支援事業	0円	0.00%	0円	0.00%	0円	0.00%
施設管理運営経費	0円	0.00%	0円	0.00%	0円	0.00%
児童発達地域支援事業経費	0円	0.00%	0円	0.00%	0円	0.00%
発達に関する相談支援経費	0円	0.00%	0円	0.00%	0円	0.00%
合 計	0円	0.00%	0円	0.00%	0円	0.00%

(2)財源の構成比

(単位:円)

財源区分	評価対象年度の 前年度決算額[R]		評価対象年度 予算額[R]		評価対象年度 決算額[R]	
民生費負担金	0円	0.00%	0円	0.00%	0円	0.00%
民生費雑入 (障害児通所支援給付交付金)	0円	0.00%	0円	0.00%	0円	0.00%
民生費雑入 (児童発達地域支援事業収入)	0円	0.00%	0円	0.00%	0円	0.00%
一般財源	0円	0.00%	0円	0.00%	0円	0.00%
合 計	0円	0.00%	0円	0.00%	0円	0.00%

事業別経費の構成比グラフ



A・・・児童福祉法に規定する事業経費
B・・・施設管理運営経費

C・・・児童発達地域支援事業経費
D・・・発達に関する相談支援経費

(3)事業別経費の伸び率等

①事業経費総額

区 分	評価対象年度の 前年度決算額[R]	評価対象年度 予算額[R]	評価対象年度 決算額[R]	伸び率(%)	
年間総事業経費	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00

②児童福祉法に定める事業(児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業)

区 分	評価対象年度の 前年度決算額[R]	評価対象年度 予算額[R]	評価対象年度 決算額[R]	伸び率(%)	
人件費(1)	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
正規職員	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
会計年度任用職員	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
事業経費(2)	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
合計(1)+(2)=(3)	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
財源充当					
負担金					
・ 障害児通所支援事業負担金	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
雑入					
・ 障害児通所支援給付交付金	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
一般財源	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
合計	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00

事業別経費の財源充当割合

区 分	評価対象年度の 前年度決算額[R]	評価対象年度 予算額[R]	評価対象年度 決算額[R]	増減(Δ)数(%)	
人件費(1)	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
正規職員	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
会計年度任用職員	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
事業経費(2)	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
財源充当					
負担金					
・ 障害児通所支援事業負担金	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
雑入					
・ 障害児通所支援給付交付金	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
一般財源	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00

③施設管理運営経費

区 分	評価対象年度の 前年度決算額[R]	評価対象年度 予算額[R]	評価対象年度 決算額[R]	伸び率(%)	
人件費(4)	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
正規職員	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
会計年度任用職員	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
事業経費(5)	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
合計(4)+(5)=(6)	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
財源充当					
負担金					
・ 障害児通所支援事業負担金	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
雑入					
・ 障害児通所支援給付交付金	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
一般財源	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
合計	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00

事業別経費の財源充当割合

区 分	評価対象年度の 前年度決算額[R 1]	評価対象年度 予算額[R 1]	評価対象年度 決算額[R 1]	増減(△)数(%)	
人件費(4)	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
正規職員	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
会計年度任用職員	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
事業経費(5)	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
財源充当					
負担金					
・ 障害児通所支援事業負担金	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
雑入					
・ 障害児通所支援給付交付金	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
一般財源	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00

④児童発達地域支援事業経費

区 分	評価対象年度の 前年度決算額[R 1]	評価対象年度 予算額[R 1]	評価対象年度 決算額[R 1]	伸び率(%)	
人件費(7)	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
正規職員	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
会計年度任用職員	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
事業経費(8)	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
合計(7)+(8)=(9)	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
財源充当					
雑入					
・ 児童発達地域支援事業収入	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
一般財源	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
合計	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00

事業別経費の財源充当割合

区 分	評価対象年度の 前年度決算額[R 1]	評価対象年度 予算額[R 1]	評価対象年度 決算額[R 1]	増減(△)数(%)	
人件費(7)	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
正規職員	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
会計年度任用職員	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
事業経費(8)	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
財源充当					
・ 児童発達地域支援事業収入	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
一般財源	100.00%	100.00%	100.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00

⑤発達に関する相談支援経費

区 分	評価対象年度の 前年度決算額[R 1]	評価対象年度 予算額[R 1]	評価対象年度 決算額[R 1]	伸び率(%)	
人件費(10)	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
正規職員	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
会計年度任用職員	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
事業経費(11)	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
合計(10)+(11)=(12)	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
財源充当					
一般財源	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
合計	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00

事業別経費の財源充当割合

区 分		評価対象年度の 前年度決算額[R]	評価対象年度 予算額[R]	評価対象年度 決算額[R]	増減(△)数(%)	
人件費(10)		0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
					予算額対比	0.00
	正規職員	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
					予算額対比	0.00
	会計年度任用職員	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
					予算額対比	0.00
事業経費(11)		0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
					予算額対比	0.00
財源充当						
	一般財源	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
					予算額対比	0.00

年度 松阪市子ども発達総合支援センター経営評価シート【財務関係 経費投入効率調書】

1. 利用児童状況(児童福祉法に定める事業)

(1)年間利用実績と1日あたりの平均利用児童数

①児童発達支援事業

月	評価対象年度の前年度実績[R]				評価対象年度実績[R]				前年度対比(%)			
	開所日	延人数	実人数	平均児童数	開所日	延人数	実人数	平均児童数	開所日	延人数	実人数	平均児童数
4月												
5月												
6月												
7月												
8月												
9月												
10月												
11月												
12月												
1月												
2月												
3月												
合計												

②放課後等デイサービス事業

月	評価対象年度の前年度実績[R]				評価対象年度実績[R]				前年度対比(%)			
	開所日	延人数	実人数	平均児童数	開所日	延人数	実人数	平均児童数	開所日	延人数	実人数	平均児童数
4月												
5月												
6月												
7月												
8月												
9月												
10月												
11月												
12月												
1月												
2月												
3月												
合計												

③保育所等訪問支援事業

月	評価対象年度の前年度実績[R]				評価対象年度実績[R]				前年度対比(%)			
	開所日	延人数	実人数	平均児童数	開所日	延人数	実人数	平均児童数	開所日	延人数	実人数	平均児童数
4月												
5月												
6月												
7月												
8月												
9月												
10月												
11月												
12月												
1月												
2月												
3月												
合計												

④障害児相談支援事業

月	評価対象年度の前年度実績[R]				評価対象年度実績[R]				前年度対比(%)			
	開所日	延人数	実人数	平均児童数	開所日	延人数	実人数	平均児童数	開所日	延人数	実人数	平均児童数
4月												
5月												
6月												
7月												
8月												
9月												
10月												
11月												
12月												
1月												
2月												
3月												
合計												

(2)利用率

	評価対象年度の前年度実績[R]				評価対象年度実績[R]				前年度対比
	利用登録児数	年間最大利用 延児童数	延利用児童数	利用率	利用登録児数	年間最大利用 延児童数	延利用児童数	利用率	利用率
年度末現在利用登録児数									
児童発達支援事業									
放課後等デイサービス事業									
保育所等訪問支援事業									
障害児相談支援事業									

2. 職員配置

職員配置数	評価対象年度 前年度[R]			評価対象年度[R]			増減(△)		
	正規職員	会計年度任用職員	計	正規職員	会計年度任用職員	計	正規職員	会計年度任用職員	計
児童福祉法に定める事業経費									
施設管理運営経費									
児童発達地域支援事業経費									
発達に関する相談支援経費									
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

3. 経費投入効率

(1) 児童福祉法に定める事業経費

ア. 利用延児童数

(単位:人)

	評価対象年度の 前年度実績[R]	評価対象年度実績[R]
児童発達支援事業		
放課後等デイサービス事業		
保育所等訪問支援事業		
障害児相談支援事業		
合計	0	0

イ. 職員配置

(単位:人)

評価対象年度 前年度[R]			評価対象年度[R]		
正規	会計年度任用	計	正規	会計年度任用	計
		0			0

ウ. 1日1人あたりの経費

区 分	評価対象年度の 前年度実績[R]		評価対象年度実績[R]		増加(減少) 率(%)
	経 費	1日1人あたりの経費	経 費	1日1人あたりの経費	
人件費	0円	0円	0円	0円	0.00
正規職員	0円	0円	0円	0円	0.00
会計年度任用職員	0円	0円	0円	0円	0.00
報償費	0円	0円	0円	0円	0.00
旅費	0円	0円	0円	0円	0.00
需用費	0円	0円	0円	0円	0.00
消耗品費	0円	0円	0円	0円	0.00
光熱水費	0円	0円	0円	0円	0.00
その他の経費	0円	0円	0円	0円	0.00
役務費	0円	0円	0円	0円	0.00
通信運搬費	0円	0円	0円	0円	0.00
その他の経費	0円	0円	0円	0円	0.00
委託料	0円	0円	0円	0円	0.00
施設維持管理委託料	0円	0円	0円	0円	0.00
その他の委託料	0円	0円	0円	0円	0.00
使用料及び賃借料	0円	0円	0円	0円	0.00
借上料	0円	0円	0円	0円	0.00
使用料	0円	0円	0円	0円	0.00
備品購入費	0円	0円	0円	0円	0.00
負担金、補助及び交付金	0円	0円	0円	0円	0.00
合計	0円	0円	0円	0円	0.00

(再掲)

区 分	評価対象年度の 前年度実績[R]		評価対象年度実績[R]		増加(減少) 率(%)
	経 費	1日1人あたりの経費	経 費	1日1人あたりの経費	
人件費	0円	0円	0円	0円	0.00
人件費以外の経費	0円	0円	0円	0円	0.00
合計	0円	0円	0円	0円	0.00

(2)施設管理運営経費

ア. 利用延児童数

(単位:人)

	評価対象年度の 前年度実績[R]	評価対象年度実績[R]
児童発達支援事業	0	0
放課後等デイサービス事業	0	0
保育所等訪問支援事業	0	0
障害児相談支援事業	0	0
合計	0	0

イ. 職員配置

(単位:人)

評価対象年度 前年度[R]			評価対象年度[R]		
正規	会計年度任用	計	正規	会計年度任用	計
		0			0

ウ. 1日1人あたりの経費

区 分	評価対象年度の 前年度実績[R]		評価対象年度実績[R]		増加(減少) 率(%)
	経 費	1日1人あたりの経費	経 費	1日1人あたりの経費	
人件費	0円	0円	0円	0円	0.00
正規職員	0円	0円	0円	0円	0.00
会計年度任用職員	0円	0円	0円	0円	0.00
報酬	0円	0円	0円	0円	0.00
報償費	0円	0円	0円	0円	0.00
旅費	0円	0円	0円	0円	0.00
需用費	0円	0円	0円	0円	0.00
消耗品費	0円	0円	0円	0円	0.00
光熱水費	0円	0円	0円	0円	0.00
その他の経費	0円	0円	0円	0円	0.00
役務費	0円	0円	0円	0円	0.00
通信運搬費	0円	0円	0円	0円	0.00
その他の経費	0円	0円	0円	0円	0.00
委託料	0円	0円	0円	0円	0.00
施設維持管理委託料	0円	0円	0円	0円	0.00
その他の委託料	0円	0円	0円	0円	0.00
使用料及び賃借料	0円	0円	0円	0円	0.00
借上料	0円	0円	0円	0円	0.00
使用料	0円	0円	0円	0円	0.00
備品購入費	0円	0円	0円	0円	0.00
負担金、補助及び交付金	0円	0円	0円	0円	0.00
合計	0円	0円	0円	0円	0.00

(再掲)

区 分	評価対象年度の 前年度実績[R]		評価対象年度実績[R]		増加(減少) 率(%)
	経 費	1日1人あたりの経費	経 費	1日1人あたりの経費	
人件費	0円	0円	0円	0円	0.00
人件費以外の経費	0円	0円	0円	0円	0.00
合計	0円	0円	0円	0円	0.00

(3)児童発達地域支援事業経費

ア. 利用延児童数等

(単位:人)

	評価対象年度の 前年度実績[R]	評価対象年度実績[R]
参加児童	0	0
ボランティア等	0	0
合計	0	0

イ. 職員配置

(単位:人)

評価対象年度 前年度[R]			評価対象年度[R]		
正規	会計年度任用	計	正規	会計年度任用	計
		0			0

ウ. 1日1人あたりの経費

区 分	評価対象年度の 前年度実績[R]		評価対象年度実績[R]		増加(減少) 率(%)
	経 費	1日1人あたりの経費	経 費	1日1人あたりの経費	
人件費	0円	0円	0円	0円	0.00
正規職員	0円	0円	0円	0円	0.00
会計年度任用職員	0円	0円	0円	0円	0.00
報償費	0円	0円	0円	0円	0.00
旅費	0円	0円	0円	0円	0.00
需用費	0円	0円	0円	0円	0.00
消耗品費	0円	0円	0円	0円	0.00
光熱水費	0円	0円	0円	0円	0.00
その他の経費	0円	0円	0円	0円	0.00
役務費	0円	0円	0円	0円	0.00
通信運搬費	0円	0円	0円	0円	0.00
その他の経費	0円	0円	0円	0円	0.00
委託料	0円	0円	0円	0円	0.00
施設維持管理 委託料	0円	0円	0円	0円	0.00
その他の委託料	0円	0円	0円	0円	0.00
使用料及び賃借料	0円	0円	0円	0円	0.00
借上料	0円	0円	0円	0円	0.00
使用料	0円	0円	0円	0円	0.00
備品購入費	0円	0円	0円	0円	0.00
負担金、補助及び交付金	0円	0円	0円	0円	0.00
合計	0円	0円	0円	0円	0.00

(再掲)

区 分	評価対象年度の 前年度実績[R]		評価対象年度実績[R]		増加(減少) 率(%)
	経 費	1日1人あたりの経費	経 費	1日1人あたりの経費	
人件費	0円	0円	0円	0円	0.00
人件費以外の経費	0円	0円	0円	0円	0.00
合計	0円	0円	0円	0円	0.00

(4)発達に関する相談支援

ア. 相談支援延件数

(単位:人・件)

	就園就学相談	発達検査	観察実態把握	就園加配等 相談・審査	就学相談審査	合計
評価対象年度の 前年度実績[R]	0	0	0	0	0	0
評価対象年度 実績[R]	0	0	0	0	0	0
増加(減少)率(%)					0.00	

イ. 職員配置 (単位:人)

評価対象年度の前年度[R]		
正規	会計年度	計
0	0	0

評価対象年度[R]		
正規	会計年度	計
0	0	0

ウ. 1日1人あたりの経費

区 分	評価対象年度の 前年度実績[R]		評価対象年度実績[R]		増加(減少) 率(%)
	経 費	1日1人あたりの経費	経 費	1日1人あたりの経費	
人件費	0円	0円	0円	0円	0.00
正規職員	0円	0円	0円	0円	0.00
会計年度任用職員	0円	0円	0円	0円	0.00
報償費	0円	0円	0円	0円	0.00
旅費	0円	0円	0円	0円	0.00
需用費	0円	0円	0円	0円	0.00
消耗品費	0円	0円	0円	0円	0.00
光熱水費	0円	0円	0円	0円	0.00
その他の経費	0円	0円	0円	0円	0.00
役務費	0円	0円	0円	0円	0.00
通信運搬費	0円	0円	0円	0円	0.00
その他の経費	0円	0円	0円	0円	0.00
委託料	0円	0円	0円	0円	0.00
施設維持管理 委託料	0円	0円	0円	0円	0.00
その他の委託料	0円	0円	0円	0円	0.00
使用料及び賃借料	0円	0円	0円	0円	0.00
借上料	0円	0円	0円	0円	0.00
使用料	0円	0円	0円	0円	0.00
備品購入費	0円	0円	0円	0円	0.00
負担金、補助及び交付金	0円	0円	0円	0円	0.00
合計	0円	0円	0円	0円	0.00

(再掲)

区 分	評価対象年度の 前年度実績[R]		評価対象年度実績[R]		増加(減少) 率(%)
	経 費	1日1人あたりの経費	経 費	1日1人あたりの経費	
人件費	0円	0円	0円	0円	0.00
人件費以外の経費	0円	0円	0円	0円	0.00
合計	0円	0円	0円	0円	0.00

4. 経費の科目構成比

区 分	評価対象年度の 前年度実績[R]		評価対象年度実績[R]		構成比差異
	経 費	構成比(%)	経 費	構成比(%)	
人件費	0円	#DIV/0!	0円	#DIV/0!	#DIV/0!
正規職員	0円	0.00	0円	0.00	0.00
会計年度任用職員	0円	0.00	0円	0.00	0.00
報酬	0円	0.00	0円	0.00	0.00
報償費	0円	0.00	0円	0.00	0.00
旅費	0円	0.00	0円	0.00	0.00
需用費	0円	0.00	0円	0.00	0.00
消耗品費	0円	0.00	0円	0.00	0.00
光熱水費	0円	0.00	0円	0.00	0.00
その他の経費	0円	0.00	0円	0.00	0.00
役務費	0円	0.00	0円	0.00	0.00
通信運搬費	0円	0.00	0円	0.00	0.00
その他の経費	0円	0.00	0円	0.00	0.00
委託料	0円	0.00	0円	0.00	0.00
施設維持管理 委託料	0円	0.00	0円	0.00	0.00
その他の委託料	0円	0.00	0円	0.00	0.00
使用料及び賃借料	0円	0.00	0円	0.00	0.00
借上料	0円	0.00	0円	0.00	0.00
使用料	0円	0.00	0円	0.00	0.00
備品購入費	0円	0.00	0円	0.00	0.00
負担金、補助及び交付金	0円	0.00	0円	0.00	0.00
合計	0円	#DIV/0!	0円	#DIV/0!	#DIV/0!

(再掲)

区 分	評価対象年度の 前年度実績[R]		評価対象年度実績[R]		構成比差異
	経 費	構成比(%)	経 費	構成比(%)	
人件費	0円	#DIV/0!	0円	#DIV/0!	#DIV/0!
人件費以外の経費	0円	0.00	0円	0.00	0.00
合計	0円	#DIV/0!	0円	#DIV/0!	#DIV/0!

松阪市子ども発達総合支援センター経営評価基準【財務関係】

〔1〕事業別経費調書

1. 歳入の部

【評価の着眼点】

- 利用児童の増加により、児童福祉法に規定する利用者負担金及び障害児通所支援交付金の増益となります。
- 年度当初における収益(歳入)の見込額どおり収納されています。
- 児童発達地域支援事業収入が増加していることは、地域在住の心身の発達に心配がある又は障がいのある児童の日中活動の場の提供と保護者等の介助負担が軽減されています。

【評価基準の考え方と評価の留意点】

①目的

- 本評価基準では、本センターが提供するサービスが、対象児童及びその保護者等が求める支援ニーズに合っていることによって、利用児童が増加するとともに収益(歳入)が増加しているかを評価します。

②趣旨・解説

- 「障害児通所支援等事業負担金」及び「障害児通所支援給付交付金」は、児童福祉法による受給者証を所持する対象児童及びその保護者が利用することによって、収納される負担金又は交付金です。
- 地域在住の対象児童が地域の協力者のもとに、地域において地域スクール事業を推進することによる対象児童の日中活動の場の提供と保護者の介助負担の軽減を図ります。
- 本センターが推進する事業は不採算事業であることから、利用児童及びその保護者による法定の負担金と公費による給付交付金の適切な収納により財源確保をしていきます。

③評価の留意点

- 本センターが提供するサービスにおいて、財源確保を優先した収納拡大を狙うものではありません。適正なサービス提供と法定負担金の適正収納、また未収など案件の有無及びその対応について評価するものです。

2. 歳出の部

(1) 事業別経費構成比

【評価の着眼点】

- 本センターの設置目的から、推進する事業に係る経費の構成比を検討し、適正な財務運営の持続安定を図ります。

【評価基準の考え方と評価の留意点】

① 目的

- 本評価基準では、本センターが持続可能な安定したサービス提供をするために、事業経費が安定した運営であることを評価します。

② 趣旨・解説

- 評価対象年度の前年度決算額と評価対象年度の決算額を比較し、事業経費の構成比の変動状況から、事業経費を適正に運営していきます。
- 本センターの全体経費における管理関係経費(施設管理運営経費)とサービス提供関係経費(施設管理運営経費以外の経費)に大幅な偏りがないよう、財務的バランスを管理していきます。

③ 評価の留意点

- 評価対象年度の前年度決算額と評価対象年度の決算額について、各年度の構成比が著しく変動しているときは、その要因を確認し、経営への影響等を含めた評価をします。

(2) 財源の構成比

【評価の着眼点】

- 本センターの特定の財源は、児童福祉法等の規定による負担金や給付交付金が主なものであり、利用児童数の増加に比例し収益が増加していくことによって、適正な財務運営の維持と安定を図ります。

【評価基準の考え方と評価の留意点】

① 目的

- 本評価基準では、本センターのサービスを持続的安定的に提供するため、法定の負担金及び給付交付金を適正に収納していることを評価します。

② 趣旨・解説

- 評価対象年度の前年度決算額と評価対象年度の決算額を比較し、財源収納額の構成比の変動状況から、利用児童数の受け入れの適正化を図ります。

③評価の留意点

- 評価対象年度の前年度決算額と評価対象年度の決算額について、各年度の構成比が著しく変動しているときは、その要因を確認し経営への影響等を含めた評価をします。

(3)事業別経費の伸び率等

【評価の着眼点】

- 本センターの事業経費は経営計画に定める財務シーリング額内であっても、財務上の目標である「低コストによる高品質サービスの提供」の実現するための取り組み(必要とする経費への配分と経費の削減など)を行います。

【評価基準の考え方と評価の留意点】

①目的

- 本評価基準では、事業経費を事業別に算出し、各事業経費の伸び率をみて、財務上の目標である「低コストによる高品質サービスの提供」の実現するための取り組み(収益(財源)の充当、必要とする経費への配分及び経費の削減など)を評価します。

②趣旨・解説

- 評価対象年度の前年度決算額と評価対象年度の決算額、及び評価対象年度の予算額と決算額について比較し、各経費の伸び率を確認することで、著しく変動している経費についての検証及びその要因を把握します。
- 決算額の伸び率が、ほとんど変動がない状況であるとき、当該事業が安定しているかどうかの検証と当該事業への経費投入のあり方の検証が求められます。
- 予算額と決算額の伸び率は、マイナスの場合は経費節減等の抑制、予算の編成が適正であったか、プラスの場合は予算管理のあり方がどうであるかを検証しなければなりません。
- 財源充当割合は、当該事業の推進によって発生する収益が適正に収納管理されているか、過剰に一般財源に依存していないかの検証が求められます。

③評価の留意点

- 評価対象年度の前年度決算額と評価対象年度の決算額の伸び率は、当該事業の拡大又は縮小の提示であり、その事業成果を検証して評価します。
- 評価対象年度の予算額と決算額の伸び率は、財務上の目標からマイナスの数値が提示されることによって、当該事業経費が抑制されたことを評価します。しかし、予算編成時における過大計上についての検証を含めた評価が求められます。
- 財源充当割合における増減(Δ)数は、当該事業の拡大又は縮小に比例して提示することから、当該事業のあり方、特定の財源の確保のあり方及び一般財源への依存についての検証を含めた評価をします。

〔2〕経費投入効率調書

1. 利用児童状況(児童福祉法に定める事業)

【評価の着眼点】

- 児童福祉法に定める事業を利用する児童数の動向より、心身の発達に心配がある又は障がいがある児童に対し必要とするサービスの提供が行われています。
- 定員に対する利用率を算出し、施設の稼働状況を把握することによって、支援達成状況、また必要とされるサービスの動向を図ります。

【評価基準の考え方と評価の留意点】

①目的

- 本評価基準では、利用児童の動向によって、必要とするサービスの提供が充足されていることを評価します。

②趣旨・解説

- 児童福祉法に定める事業別に評価対象年度の前年度利用児童実績数と評価対象年度の利用児童実績数を対比することにより、必要とするサービス提供の充足状況を評価します。
- 各月毎の一日当たり平均利用児童数値の動向から、本センターのサービス提供に係る経費との関係を検証し評価します。
- 利用率から、施設の稼働状況を見て、必要とするサービス提供の充足状況を評価します。

③評価の留意点

- 利用児童数の前年度対比及び利用率のみにて、サービス提供に要する経費の執行額の評価はできませんが、施設の稼働状況を把握し、本センターの効率的稼働を検証するものです。

2. 経費投入効率

【評価の着眼点】

- 児童福祉法に定める事業、施設管理運営費及び児童発達地域支援事業において、各事業経費の投入が効率よく実施され、利用児童に必要とするサービスの提供が実現していることを検証します。
- 発達に関する相談支援において、当該児童の就園就学相談等に対する経費投入が効率よく実施され、途切れない支援の提供に資していることを検証します。

【評価基準の考え方と評価の留意点】

①目的

- 本評価基準では、各事業経費の投入が効率よく実施され、各事業の利用児童(者)に必要なサービスが提供されていることを評価します。

②趣旨・解説

○各事業別経費において、利用児童数等又は相談支援件数を基に、経費科目別に1人(件)当たりの経費投入額を算出し、その動向を評価します。

○1人(件)当たりの経費投入額における年度単位での動向を確認し、「財務上の目標」への達成を検証します。

③評価の留意点

○各事業経費における1人(件)当たりの経費投入額について、前年度実績と比較し、評価対象年度の実績が減額されたことをもって直ちに良しとする評価はできません。「財務上の目標」にある「高品質のサービス提供」が求められています。

3. 経費の科目構成比

【評価の着眼点】

- 歳出の部における科目別の構成比を年度単位で比較し、人件費と人件費以外の経費の構成比の動向を把握することで、次年度以降の事業展開の持続的安定化を検証します。

【評価基準の考え方と評価の留意点】

①目的

○本評価基準では、事業経費の実績の構成比において、年度単位の動向(構成比の差異状況)を把握し、次年度以降の持続的かつ安定的な事業展開に資するために評価します。

②趣旨・解説

○歳出の部の科目毎に事業経費の実績の構成比を算出し、年度単位の動向(構成比の差異状況)によって、マイナスの場合、事業経費の執行額の減額あるいは前年度執行額が同額であっても、事業経費全体における占める比率の変化によるものなど、その要因を検討します。

③評価の留意点

○構成比差異は事業全体に占める割合を示すものであり、一概に「マイナス数値による評価」あるいは「プラス数値に対する批判」ができるものではありません。それぞれの要因を確認し評価する必要があります。

松阪市子ども発達総合支援センター経営評価基準【財務関係】【解説】

1. 財源充当について(歳入の部)

松阪市歳入歳出予算では、子ども発達総合支援センター経費は、第3款民生費の第3項児童福祉費に計上されています。

子ども発達総合支援センター費は、利用者負担金及びその他関係の雑入金を充当し、不足分については一般財源(市税など)を充当しています。

子ども発達総合支援センターが行う事業の経費への財源充当には、次のようなルールがあります。

予算科目／説明	充当先事業名
14-2-1 民生費負担金 障害児通所支援事業負担金	児童福祉法に定める事業 ・児童発達支援事業 ・放課後等デイサービス事業 ・保育所等訪問支援事業
22-5-1 民生費雑入 障害児通所支援給付交付金	児童福祉法に定める事業 ・児童発達支援事業 ・放課後等デイサービス事業 ・保育所等訪問支援事業 ・障害児相談支援事業
22-5-1 民生費雑入 児童発達地域支援事業収入	児童発達地域支援事業

- ①「障害児通所支援事業負担金」は、児童福祉法第 21 条の 5 の 3 の規定による利用者負担金であるため、「児童福祉法に定める事業」の経費に充当します。
- ②「障害児通所支援等給付交付金」は、児童福祉法第 21 条の 5 の 3 に規定する障害児通所給付費を、同法第 56 条の 5 の 2 の規定によって三重県国民健康保健団体連合会から交付される資金であるため、同法が定める事業の経費に充当します。
- ③「児童発達地域支援事業収入」は、松阪市児童発達支援地域スクール事業に関する規則に規定する利用者負担金であるため、「児童発達地域支援事業」の経費に充当します。

2. 事業別経費について(歳出の部)

松阪市歳入歳出予算に計上している子ども発達総合支援センター費を、次のように区分します。

①児童福祉法に定める事業経費

児童福祉法第6条の2の2第2項の規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス、同条第6項に規定する保育所等訪問支援及び同条第7項に規定する障害児相談支援の事業経費

②施設管理運営経費

子ども発達総合支援センターの施設管理経費及び事務的経費等

③児童発達地域支援事業経費

児童発達地域デイサービス事業及び児童発達支援地域スクール事業に関する経費

④発達に関する相談支援経費

就園就学に関する相談事業(発達検査及び結果報告、障がい児保育加配措置審査、特別支援教育支援に係る検査及び審査など)、保育園・幼稚園・小中学校等訪問支援巡回相談事業及び人材育成事業などの経費

3. 算定方法について

(1)「伸び率」欄

①「前年度対比」＝「評価対象年度決算額」／「評価対象年度の前年度決算額」

②「予算額対比」＝「評価対象年度の前年度決算額」／「評価対象年度予算額」

(2)「増減(△)数」欄

①「前年度対比」＝「評価対象年度の前年度決算額」－「評価対象年度決算額」

②「予算額対比」＝「評価対象年度の前年度決算額」－「評価対象年度予算額」

松阪市子ども発達総合支援センター経営評価シート【事業実施関係】

松阪市子ども発達総合支援センター事業運営基本方針（令和6年告示第59号）にて掲示している事項を評価します。各項目において課題等がある場合は、簡潔に記述してください。

【評価ランク等】

ランク	評価基準
A	評価項目について、達成されている。
B	評価項目について、概ね達成されている。
C	評価項目について、一部が達成されておらず、課題がある。
D	評価項目について、達成されておらず、改善が必要である。
非該当	非該当または実施していない。

- ・ 該当年度に「評価ランク」を入れてください。
- ・ 以下、この評価シートでは、心身の発達に心配がある、又は障がいがある満18歳未満の者を「児童」と表記します。

1 松阪市子ども発達総合支援センターの運営目的

松阪市子ども発達総合支援センターは、心身の発達に心配がある、又は障がいがある児童が、心身の発達の程度にかかわらず、地域で早期からの一貫した支援を受けながら安心した暮らしを実現するため、保健、福祉及び教育の各分野並びに医療その他関係機関との連携のもと途切れない支援を行う。

No.	項目	評価			課題、改善内容・目標等
		R6	R7	R8	
【事業全体】					
1	事業運営が円滑に推進され、児童が当センターを安全安心に利用できるよう、必要な配慮を行う。				
【各事業】					
2	◆児童福祉法に定める事業				
	専門職による連携協働体制を築き、心身の発達の程度に合わせた療育・訓練の提供、集団生活への適応、保護者等の支援を行う。				
3	◆総合的支援施設自主事業				
	保育、医療、福祉、教育等の関係機関との連携のもと、専門的な技術支援、就園就学時の発達相談等、途切れない支援を行う。				

2 事業全体の共通項目実施状況

(1) 衛生管理

センター内は、常に衛生管理を徹底し、児童が直接触れる場所、設備及び各種器具の衛生の維持管理に努める。また、感染症の予防や早期発見のため、児童の健康状態の把握、及び保護者との情報共有を図る。					
No.	項目	評価			課題、改善内容・目標等
		R6	R7	R8	
4	常に清潔を心がけ、手洗い、手指消毒の励行、換気等の衛生管理を徹底している。				
5	感染症発生動向に注意を払い、児童の来所時の健康チェック及び保護者との情報共有を行っている。				
6	感染症等が発生した場合の対応について、感染症対応マニュアルを策定し、職員に周知するとともに、必要に応じて関係職員による協議を行っている。				

(2) 安全確保と緊急時の対応

児童が利用する設備及び各種器具は、常に安全に使用できる状態であること。また、万一事故が起こった場合の対応など、様々なリスクや場面を想定し、常に児童が安全に安心して利用できる環境の構築に努める。					
No.	項目	評価			課題、改善内容・目標等
		R6	R7	R8	
7	常時、児童が利用する設備及び器具の安全性について点検、確認を行っている。また補修が必要なときには、直ちに使用を中止し、専門業者等に補修を依頼している。				
8	屋外での支援プログラムを実施するときには、安全確保に努めている。				
9	センター内で発生したヒヤリハット事例について、職員間で共有している。				
10	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等、個々の児童の状況を確認している。				

11	事故やけが等、緊急時の対応マニュアルについて、職員に周知するとともに、事故が発生したときは、保護者との連携を密にし、必要とする対応（救急搬送の要請・主治医との連携など）を迅速に行っている。				
----	--	--	--	--	--

(3) 防災・防犯対策

非常時において、児童や保護者の安全が確保できるよう、防災・防犯のための対策を確立している。また、災害時に福祉避難所として開設、運営できる体制を構築するとともに、必要なサービスのため早期の業務再開に係る措置を講じている。					
No.	項目	評価			課題、改善内容・目標等
		R6	R7	R8	
12	療育訓練前に自然災害発生、または気象情報「警報」、避難発令情報「警戒レベル3以上」等が発表または発令された場合、速やかに保護者に対し、訓練の中止を連絡するものとする。 また療育訓練中であれば、直ちに中止し、帰路の安全を確認した上で帰宅を勧めるが、帰宅が困難と判断した場合はセンター内にとどめるものとする。				
13	火災や地震等の非常災害の発生に備え、避難訓練を年1回以上実施するとともに、児童や保護者に対し、避難経路等の周知を図っている。				
14	防犯マニュアルを策定し、外部からの不審者の侵入などの防犯に係る安全確保への取組を行っている。				
15	災害時、必要に応じ福祉避難所として運営ができるよう、体制を構築している。				

(4) 計画的で適切なサービス提供

適切なアセスメントにより、児童と保護者のニーズや課題を把握し、特性に合わせた基本的生活習慣の体得・維持・向上などを図るため、個別支援計画を作成の上、同計画に沿ったサービスを提供する。また、定期的にモニタリングを行い、必要に応じて同計画の見直しを図る。					
No.	項目	評価			課題、改善内容・目標等
		R6	R7	R8	
16	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている。				

17	適切なアセスメントにより、児童や保護者のニーズ及び課題を分析し、具体的な支援内容を設定した「個別支援計画」を作成している。				
18	支援内容等を保護者に説明、同意を得たうえで、「個別支援計画」に沿った支援を行っている。				
19	活動スペースの広さ、療育訓練にかかわる職員数や専門性は、適切である。				
20	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている。				
21	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、児童の活動に合わせた空間となっている。				
22	支援開始前と後には職員間で打合せを行い、支援内容や役割分担の確認、振り返り、また気付いた点等を共有している。				
23	定期的なモニタリングにより、課題やニーズを確認し、個別支援計画の評価、見直しを行っている。				
24	サービス提供の記録、また児童や保護者に関する個人情報の記録や管理を適切に行っている。				
25	児童の発達の状況や課題について、保護者と共通理解を図り、相談や申入れにがあった場合には迅速かつ適切に対応している。				
26	障がいのある児童や保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をするとともに、定期的に行事予定、連絡体制等の情報を発信している。				

(5) 関係機関との連携と情報共有

児童本人が支援の輪の中心となり、様々な関係機関が関与して適切な支援を提供していくため、関係機関と連携を密にし、情報共有と相互理解を図る。

No.	項目	評価			課題、改善内容・目標等
		R6	R7	R8	
27	必要に応じて、母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関、地域の保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関、主治医や協力医療機関等と連携した支援を行っている。				
28	必要に応じて、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている。				
29	必要に応じて、他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている。				
30	市の自立支援協議会や子ども・子育て会議等へ職員が積極的に参加している。				
31	センターの行事に地域住民を招待する等、地域に開かれた事業運営を図っている。				

(6) 職員の資質向上と協働体制

職員は、専門的知識・技術の向上のため、積極的に研修へ参加するとともに、定期的なミーティング・協議により情報共有と課題解決に努める。また、各専門職域を超えて支援を提供する体制を構築し、全職員が連携・協働のもと、業務を推進する。					
No.	項目	評価			課題、改善内容・目標等
		R6	R7	R8	
32	職種別及び全職員による情報共有の場を持っている。				
33	業務改善を進めるためのPDCAサイクルに広く職員が参画している。				
34	児童の個々の特性にあわせたサービスを提供するため、各専門職域を超えて提供する体制を構築し、効果的に事業を推進している。				

35	サービス提供にかかる課題・問題が発生したときは、関係職員あるいは全職員による協議を行い、提供改善及び再発防止の研修等の取り組みを実施している。				
36	保護者等からの苦情等が発生したときは、その原因の確認と業務等の改善を行っている。				
37	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保し、積極的に参加している。				
38	保護者による評価表、職員による自己評価表の実施と結果を踏まえ、保護者等の意向等の把握、事業所評価を行うとともに、第三者による外部評価を行い、支援の質の評価及び改善の内容をホームページ等で公開している。				

(7) 虐待防止の取り組みと身体拘束への対応

児童本人の意思を尊重し、最善の利益を考慮した支援を行うため、虐待など、人権侵害の防止に取り組む。					
No.	項目	評価			課題、改善内容・目標等
		R6	R7	R8	
39	虐待及び不適正な身体拘束を防止するため、職員の研修機会を確保するなど、適切な対応をしている。				
40	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、児童や保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、支援計画に記載している。				

3 各事業別の実施状況

◆児童福祉法に定める事業

(1) 児童発達支援事業

就学前の児童において良好な親子関係を構築するとともに就園または就学ができるよう、基本的な日常生活の体得及び社会適用などのための療育・訓練を提供する。
--

No.	項目	評価			課題、改善内容・目標等
		R6	R7	R8	
41	障がいの特性や課題等にあわせて、集団療育、個別（小集団）療育、各種訓練などのプログラムを組み、効率良く実施している。				
42	児童の個々の発達・興味に合わせ、内容の評価を行うなど、各プログラムが固定化しないよう工夫している。また、各プログラムは必要に応じてチームで立案している。				
43	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている。				
44	保護者の子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を定期的に行っている。				
45	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない児童と活動する機会を持っている。				
46	保護者会等の活動支援や開催など、保護者同士の連携を支援している。				

(2) 放課後等デイサービス

就学期の児童において、生活能力や社会適用の向上のための訓練等を提供する。					
No.	項目	評価			課題、改善内容・目標等
		R6	R7	R8	
47	障がいの特性や課題等にあわせて、集団療育、個別（小集団）療育、各種訓練などのプログラムを組み、効率良く実施している。				
48	児童の個々の発達・興味に合わせ、内容の評価を行うなど、各プログラムが固定化しないよう工夫している。また、各プログラムは必要に応じてチームで立案している。				

49	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている。				
50	保護者に対して面談や、育児に関する助言等の支援が行われている。				
51	放課後児童クラブや児童館との交流など、障がいのない児童と活動する機会がある				
52	保護者会等の活動支援や開催等により、保護者同士の連携を支援している。				

(3) 保育所等訪問支援事業

個別の支援計画に基づき、集団生活に適応することができるよう通園通学する保育園等へ専門職が訪問し、集団生活の場における助言・指導を実施する。					
No.	項目	評価			課題、改善内容・目標等
		R6	R7	R8	
53	訪問支援後、児童の成長や変化がみられた。				
54	訪問支援後、児童が集団生活に適応しやすくなった。				
55	訪問支援後、保護者は、保育所等での過ごし方について、安心することができている。				
56	訪問先に、保育所等訪問支援サービスが適切に受け入れられている。				
57	訪問結果は、保護者に報告され、訪問先の保育所、学校等にもその内容が共有されている。				
58	訪問支援後、児童以外に変化が感じられる。				
59	訪問支援を利用したことで、地域での生活に対する保護者の不安は軽減されたと感じている。				

(4) 障害児相談支援事業

障害児通所支援を利用するための障害児支援利用計画を作成し、支援開始後、一定期間ごとに利用状況のモニタリングを行う等、継続的に関わり支援を行う。					
No.	項目	評価			課題、改善内容・目標等
		R6	R7	R8	
60	児童または保護者の不安な気持ちを受け止めている。				
61	初回面談を速やかに行う。また、初回相談だけで課題整理が行えなかった場合、初回相談だけで相談を終了させず、面接や訪問につなげる。				
62	児童の能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて、児童や保護者の希望する生活を送ることができるよう、児童や保護者のニーズ、解決すべき課題等の把握を適切に行う。				
63	アセスメントは、訪問等により、保護者等に面接の趣旨を十分説明している				
64	児童や保護者等の意思を確認するため、必要に応じ、外国語通訳や手話通訳を配置する体制を構築している。				
65	必要に応じて、専門職員（児童発達支援管理責任者、保育士、訓練士、臨床心理士、看護師等）と連携し、専門的な見地からの助言を得ている。				
66	利用可能なサービスや内容、利用料等をわかりやすく説明し、児童や保護者がサービスを選択しやすいように配慮している。				
67	サービス等利用計画は、児童や保護者の希望する生活や自立した日常生活を送ることができるよう、解決すべき課題等が盛り込まれている。また、障がい福祉サービスに加え、必要に応じて保健医療サービスやその他の福祉サービス、地域のボランティアなどによるインフォーマルサービス等の利用も含めて作成している。				

68	相談支援は、児童や保護者等の意思や人格を尊重して行う。提供するサービスは、多様な事業者から、保護者等の選択に基づき、総合的かつ効率的に提供するとともに、特定の種類や特定のサービス事業者に不当に偏らないよう配慮している。				
69	正当な理由なく、サービスの提供を拒まない。また適切なサービス提供が困難な場合、他の事業者の紹介など、必要な措置を講じている。				
70	サービス担当者会議の開催、福祉サービスの担当者への紹介等により、専門的な見地から意見を求めている。				
71	相談（初回面談）から支援サービスの提供まで、児童や保護者等の意向や置かれている環境を配慮し、柔軟に対応している。				
72	サービス等利用計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、目標の達成状況、新たなニーズなど、必要に応じて計画の変更、事業者との連絡調整等を行う。				
73	モニタリングは、児童本人の生活または活動の場で実施し、保護者等と面接するほか、その結果を記録している。				

◆総合的支援施設自主事業

(5) 保育園・幼稚園・認定こども園・小中学校等訪問支援巡回相談事業

対象となる児童が、安心して地域の保育園等に通園通学できるよう、当センター職員及び巡回相談員が地域の保育園、幼稚園、認定こども園、小中学校へ出向き、集団生活に適應するための専門的な技術支援あるいは情報提供などを行う。					
No.	項目	評価			課題、改善内容・目標等
		R6	R7	R8	
74	訪問は、原則として市内在住児童の保護者、または市内の保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、小中学校、高等学校及び放課後児童クラブからの派遣要請を受けて行っている。				

75	対象児童の保護者等に対し、その目的を提示するとともに、保護者等及び訪問先の関係者と連携・協働して支援業務を推進している。				
76	訪問時には、訪問支援カード等を作成するものとし、相談者氏名・住所・連絡先、対象児童の氏名・状況、相談支援の内容などを明記している。				
77	対象児童の状況に応じ、医療機関及び専門機関と連携・協働している。				
78	事案に応じて、事前にセンター内で関係者による検討を行っている。訪問は、できる限り少数の職員での対応とするが、必要に応じて、相談支援担当者も同行している。				
79	訪問終了後、訪問支援カードに、対象児童の保護者等及び訪問先の関係者等との連携結果を記載する。必要に応じて関係者による処遇検討等を行い、今後の対応に資するよう努めている。				

(6) 児童発達支援人材育成事業

子育て支援又は特別支援教育に関わる事業に従事する職員等について、発達支援の技術的向上と人材育成を行う。					
No.	項目	評価			課題、改善内容・目標等
		R6	R7	R8	
80	子育て支援又は特別支援教育に関わる事業に従事する職員等が、容易に参加できる研修の機会を設定している。				
81	研修事業を実施するにあたり、専門機関・施設からの講師・指導者の招へいを積極的に行い、療育現場等の技術向上を図っている。				
82	センター職員による事例研修を実施している。また、参加費用は無料にしている。				
83	研修開催方法にオンラインを活用するなど、より参加しやすい効果的な研修形式を検討している。				

(7) 児童発達相談支援事業

保健、福祉、教育及び医療の各分野並びに関係機関との連携のもと、対象となる児童や保護者等、及び保育・教育関係者に対し、当該児童の子育て、訓練、就園就学などに必要とされる専門的な知識・技術について相談支援を行う。						
No.	項目	評価			課題、改善内容・目標等	
		R6	R7	R8		
84	必要に応じて、専門職員（訓練担当職員、臨床心理士、看護師など）、主治医・嘱託医師及び計画相談支援事業者と連携している。					
85	相談者が安心して相談ができるような体制を構築している。（例：外国語通訳、手話通訳など）					
86	相談者が求める情報は、できる限り提供している。ただし、相談者が対象児童及びその家族以外の場合は、事前に提供先の指定による提供同意が得られる場合を除き、個人情報に関わる部分は提供していない。					
87	相談の内容に応じて、相談者が安心できるように、専門機関へ引き継いでいる。ただし「たらい回し」又は「迷い電話」とならないよう注意している。					
88	担当職員等による事案の対応を検討する場を定期的、あるいは必要に応じて臨時に設定している。					
89	相談支援担当職員について、その技術的向上を図るため、各種研修・研究の機会を得て積極的に参加している。					
90	過去に通所利用をしていた就学後の児童の場合、対象児童が地域で生活するために支援する事業所又は関係機関に対し、本人及びその家族の同意のもと、必要となる情報を提供している。ただし、提供内容は、当該児童が通所利用していた期間内に関わる福祉的支援情報のみとする。					

(8) 特別支援教育体制支援事業

就園就学前から卒業するまでの学校教育段階等において、対象児童の自立と社会参加の実現に向けて、関係機関との連携・協働により、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、その可能性を最大限に伸ばすことを目指した指導と支援の充実を図る。					
No.	項目	評価			課題、改善内容・目標等
		R6	R7	R8	
91	支援を必要とする個々の児童について、学校(園)が中心となって、福祉、医療などの関係機関と連携し、保護者の参画と意見を含めて、乳幼児期から学校卒業までの一貫した長期的な「個別の教育支援計画」を策定し、その活用を指導し支援している。				
92	対象児童への支援に係る情報を、就園・就学及び進級の際に円滑に引き継ぐための情報伝達ツールとして、「パーソナルファイル」及び「サポートブック」を活用している。				
93	対象児童の就学就園に関する支援対策を図るため、「教育支援委員会」及び「障がい児保育支援委員会」に対し、必要な情報を提供している。				

(9) 児童発達地域支援事業

① 地域デイサービス事業

松阪市内においてセンターから遠方の地域で、同地域内に児童発達支援事業所あるいは放課後等デイサービス事業所がなく、かつセンターを利用することが難しい児童のために、必要に応じ、当該地域内に地域デイサービス事業を実施する。					
No.	項目	評価			課題、改善内容・目標等
		R6	R7	R8	
94	事業を実施するにあたり、その安全を確保している。また、当該地区内の保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、小中学校及び各地域振興局と十分に協議して実施している。				

② 児童発達支援地域スクール事業

長期学校休業期間中に就学期の障がい児の日中活動の場を確保するため、地域のボランティア、地域関係者などの協力を得ながら公共施設を利用して児童発達支援地域スクール事業を実施する。

No.	項目	評価			課題、改善内容・目標等
		R6	R7	R8	
95	松阪市児童発達支援地域スクール事業に関する規則（平成28年松阪市規則第20号。）に基づいて実施している。				
96	地域の協力者やボランティアの確保は、支援センターと松阪市社会福祉協議会（松阪市ボランティアセンター）の協働によって行うものとし、必要に応じて、メディアの活用を行っている。				
97	プログラムを実施する場合は、天候、交通状況等の把握による安全の確保等、危機管理を十分に行っている。				

松阪市子ども発達総合支援センター経営評価基準（事業実施関係）

【評価ランク表】

ランク	評 価 基 準
A	評価項目について、達成されている。
B	評価項目について、概ね達成されている。
C	評価項目について、一部が達成されておらず、課題がある。
D	評価項目について、達成されておらず、改善が必要である。
非該当	非該当または実施していない。

【評価の留意点】

各項目の評価にかかる留意点は以下のとおりです。

1 松阪市子ども発達総合支援センターの運営目的

○当経営評価シート「2. 事業全体の共通項目実施状況」および「3. 各事業別の実施状況」の各評価を踏まえた総合評価とします。

2 全体事業の共通項目実施状況

(1) 衛生管理

- 感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のため、義務化された内容（委員会の設置や開催、職員研修、指針の制定等）が適正に実施されていることが必須となります。
- センター内における集団感染の防止、「職員による自己評価」の結果等をもとに、総合的に各項目の評価を行います。

(2) 安全確保と緊急時の対応

- サービス提供時の安全確保を図るため、義務化された内容（安全計画の策定、周知等）が適正に実施されていることが必須となります。
- ヒヤリハット報告、事故件数や再発防止策、「保護者による事業所評価」「職員による自己評価」の結果等をもとに、総合的に各項目の評価を行います。

(3) 防災・防犯対策

- 災害発生時の福祉避難所開設を想定し、市の防災対策課と連携して避難物資の確認・入替・補充などの管理を行います。
- 避難訓練等の実施記録、災害発生時の負傷者数、「保護者による事業所評価」「職員による自己評価」の結果等をもとに、総合的に各項目の評価を行います。

(4) 計画的で適切なサービス提供

- 厚生労働省の定める「児童発達支援ガイドライン」「放課後等デイサービスガイドライン」のほか、指定基準、運営基準等に基づいたサービスを提供します。
- 「保護者による事業所評価」「職員による自己評価」の結果等をもとに、総合的に各項目の評価を行います。

(5) 関係機関との連携と情報共有

- 協議会等への参加記録、「職員による自己評価」の結果等をもとに、総合的に各項目の評価を行います。

(6) 職員の資質向上と協働体制

- 朝礼・職種別会議・役職別会議等の記録、研修の記録、苦情受付簿、及び「職員による自己評価」の結果等をもとに、総合的に各項目の評価を行います。

(7) 虐待防止の取り組みと身体拘束への対応

- 「虐待防止」及び「身体拘束適正化」への取り組みについて、義務化された内容(委員会の設置や開催、職員研修、責任者の設置等)が適正に実施されていることが必須となります。
- 「職員による自己評価」の結果、委員会や研修の開催記録等をもとに、総合的に各項目の評価を行います。

3 各事業別の実施状況

◆児童福祉法に定める事業

(1) 児童発達支援事業

- 厚生労働省の定める「児童発達支援ガイドライン」に基づいたサービスを提供します。
- 「保護者による事業所評価」「職員による自己評価」の結果をもとに、総合的に各項目の評価を行います。

(2) 放課後等デイサービス事業

- 厚生労働省の定める「放課後等デイサービスガイドライン」に基づいたサービスを提供します。
- 「保護者による事業所評価」「職員による自己評価」の結果をもとに、総合的に各項目の評価を行います。

(3) 保育所等訪問支援事業

- 指定基準、運営基準等に基づいたサービスを提供します。
- 「保護者による事業所評価」「職員による自己評価」の結果をもとに、総合的に各項目の評価を行います。

(4) 障害児相談支援事業

- 指定基準、運営基準等に基づいたサービスを提供します。
- 「保護者による事業所評価」「職員による自己評価」の結果をもとに、総合的に各項目の評価を行います。

◆総合的支援施設自主事業

(5) 保育園・幼稚園・認定こども園・小中学校等訪問支援巡回相談事業

- 相談件数、「職員による自己評価」の結果等をもとに、総合的に各項目の評価を行います。

(6) 児童発達支援人材育成事業

- 参加者によるアンケート結果等をもとに、総合的に各項目を評価します。

(7) 児童発達相談支援事業

- 相談件数、「職員による自己評価」の結果等をもとに、総合的に各項目の評価を行います。

(8) 特別支援教育体制支援事業

- 総合的に各項目の評価を行います。

(9) 児童発達地域支援事業

① 地域デイサービス事業

- 該当となる地域は飯南・飯高地域となります。
- 保護者からの相談を受けて行うものであり、内容は、発達相談や療育・訓練の必要性の可否、療育・訓練サービスの提供等です。

② 児童発達支援地域スクール事業

- 予算の範囲内で実施することから、開催日数、募集人数等は、実施主体と十分に協議する必要があります。それに伴い日数の減等が生じた場合、低評価につながるものではありません。
- メディア等の活用により事業の周知を図る際には、個人情報の取扱いに十分注意し、児童や保護者の意向や人権を尊重していることが前提となります。

2. 評 価 表

(保護者の皆様へ)

この「児童発達支援事業 評価表」は、保護者等の皆様に、当センターを評価していただくものです。よりよいサービス提供につなげるため、ぜひご協力をお願いいたします。

- ① 各項目について、「はい」「どちらともいえない」「いいえ」「わからない」のうち、あてはまるものに○をしてください。

はい	できている。そう思う。
いいえ	できていない。そうは思わない。
どちらでもない	「はい」でも「いいえ」でもない。どちらとも言えない。
わからない	質問の意味がわからない。判断ができない。知らない。そのような場面に出会ったことがない。

- ② ①で○をした理由、お気づきの点やご要望など、「ご意見」についてもぜひご記入ください。

	チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	わから ない	ご意見
❖センターの「環境や設備」、職員の「体制」などについてお伺いします。						
1	お子さんの活動スペースは十分に確保されていますか。					
2	お子さんにかかわる職員の人数や専門性は適切ですか。					
3	部屋の中は、机や本棚など、この部屋で何をするのか、お子さんにわかりやすい空間になっていますか。また、センターの設備等は、特性に応じたバリアフリー化や視覚支援など、適切に配慮されていますか。					
4	部屋の中は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっていますか。また、子どもたちの活動に合わせた空間になっていますか。					
❖お子さんへの「適切な支援の提供」についてお伺いします。						
5	お子さんと保護者の方の求めているものや課題を明らかにした上で、児童発達支援計画*1が作成されていますか。 *1 お子さんの能力や環境、日常生活全般に関する評価を通じて、総合的な支援目標や達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、支援を提供する上での留意事項などを記載する計画のこと。センターの児童発達支援管理者が作成しています。					
6	児童発達支援計画には、国のガイドライン*2に示されている内容（本人支援と移行支援・家族支援・地域支援）から、お子さんに必要な支援が適切に選ばれ、具体的に設定されていますか。 *2 児童発達支援の一定の質を保つため、提供するべき支援の内容を示した全国共通の枠組みのことです。					
7	児童発達支援計画に沿った支援が行われていますか。					

	チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	わから ない	ご意見
8	活動プログラム*3は、固定化しないよう工夫されていますか。 *3 日々の支援の中で、一定の目的を持って行われる個々の活動のことです。子どもさんの特性や課題等に応じて、柔軟に組み合わせて実施されることが想定されています。					
9	センターを利用する中で、保育園・認定こども園・幼稚園・小規模保育事業所との交流や、地域の子どもさんと活動する機会がありますか。					
9で「いいえ」「どちらでもない」と回答された方にお聞きします。地域のお子さんと一緒に活動する機会として、地域のイベントや交流会があった場合、参加してみたいと思われませんか。 ☐ 参加してみたい ☐ 参加は考えていない → 理由: ☐ 地域の保育園等に通っているため ☐ その他()						
❖保護者の方に対する説明や支援、情報発信などについてお伺いします。						
10	ご利用いただくにあたり、運営規定、利用者負担等について丁寧な説明がありましたか。					
11	国のガイドラインで定める「提供すべき支援」のねらいと支援内容、これに基づいて作成された「児童発達支援計画」を示しながら、お子さんの支援内容について説明がありましたか。					
12	ペアレント・トレーニング*4などの家族支援プログラムが行われていますか。 *4 保護者の方が、お子さんの行動を観察して特性を理解したり、特性を踏まえたほめ方等を学んだりすること。					
13	お子さんの発達の状況や課題について、日頃から職員と伝えあい、共通の理解ができていますか。					
14	面談や育児に関する助言等は、定期的に行われていますか。					
15	保護者会等の開催や活動の支援など、保護者同士の連携が支援されていますか。					
15で「いいえ」「どちらでもない」と回答された方にお聞きします。保護者同士の連携として「保護者会」等があった場合、参加してみたいと思われませんか。 ☐ 参加してみたい → 具体的な活動内容() ☐ 参加は考えていない						
16	センターに相談や申入れを行いたいとき、受付体制は整っていますか。その場合、すばやく適切に対応されていますか。					
17	職員とお子さんや保護者の方との間で、視覚障がいや聴覚障がいなど、意思の疎通や情報伝達に支援が必要な場合、障がいの種別に応じた配慮がされていますか。(例:手話など)					

	チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	わから ない	ご意見
18	「たより」やホームページ等で、センターの活動概要や行事予定、連絡体制等の情報、また業務に関する評価の結果が、定期的に発信されていますか。					
19	お子さんや保護者の方の個人情報の取り扱いは、十分注意されていると感じますか。					
❖センターの「非常時の対応」についてお伺いします。						
20	「緊急時対応マニュアル」「防犯マニュアル」「感染症対応マニュアル」の周知や説明がなされていますか。また、発生を想定した訓練が実施されていますか。					
21	非常災害の発生に備え、定期的に避難や救出、その他必要な訓練が行われていますか。					
❖「満足度」についてお伺いします。						
22	お子さんは、センターへの通所を楽しみにしていますか。					
23	センターの支援内容に満足していますか。					

事業所職員向け

児童発達支援事業 自己評価表

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など
環境・体制整備	1	利用定員は指導訓練室等スペースとの関係で適切である。			
	2	子どもにかかわる職員の配置数は適切である。			
	3	生活空間は、この部屋で何をするのか、本人にわかりやすく構造化している。また、センターの設備等は、障がいの特性に応じ、バリアフリー化や視覚支援等の配慮が適切になされている。			
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている。			
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している。			
	6	保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている。			
	7	保護者による事業所評価表及び職員による自己評価表の結果を踏まえ、事業所評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、ホームページ等で公開している。			
	8	第三者による外部評価（経営評価委員会）を行い、評価結果を業務改善につなげている。			
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している。			
適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している。			
	11	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している。			
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている。			
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている。			

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など
	14	活動プログラムの立案を職員によるチームで行っている			
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している。			
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて児童発達支援計画を作成している。			
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している。			
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している。			
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている。			
	20	定期的にもモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している。			
関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している。			
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている。			
	23	【医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合】地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている。			
	24	【医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合】子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている。			
	25	移行支援として、保育園や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている。			
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている。			
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている。			
	28	保育園や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある			

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など
	29	市の自立支援協議会や子ども・子育て会議等へ職員が積極的に参加している。			
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を図っている。			
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている。			
保護者への説明責任等	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている。			
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている。			
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている。			
	35	保護者会等の開催や活動の支援など、保護者同士の連携を支援している。			
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している。			
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している。			
	38	個人情報の取扱いに十分注意している。			
	39	視覚障がいや聴覚障がいなど、子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達に支援が必要な場合、障がいの種別に応じた配慮をしている。(例:手話など)			
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている。			
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している。			
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている。			

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している。			
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている。			
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している。			
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている。			
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している。			

- この児童発達支援事業自己評価表は、当センターの職員が事業所を自己評価するものです。
「はい」「いいえ」のどちらかに「○」を記入するとともに、「工夫している点」「課題や改善すべき点」等について記入してください。

(保護者の皆様へ)

この「放課後等デイサービス事業 評価表」は、保護者等の皆様に、当センターを評価していただくものです。よりよいサービス提供につなげるため、ぜひご協力をお願いいたします。

- ① 各項目について、「はい」「どちらともいえない」「いいえ」「わからない」のうち、あてはまるものに○をしてください。

はい	できている。そう思う。
いいえ	できていない。そうは思わない。
どちらでもない	「はい」でも「いいえ」でもない。どちらとも言えない。
わからない	質問の意味がわからない。判断ができない。知らない。そのような場面に出会ったことがない。

- ② ①で○をした理由、お気づきの点やご要望など、「ご意見」についてもぜひご記入ください。

	チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	わから ない	ご意見
❖センターの「環境や設備」、職員の「体制」などについてお伺いします。						
1	お子さんの活動等のスペースは十分に確保されていますか。					
2	お子さんにかかわる職員の人数や専門性は適切ですか。					
3	センターの設備等は、スロープや手すりの設置などバリアフリー化の配慮が適切になされていますか。					
❖お子さんへの「適切な支援の提供」についてお伺いします。						
4	お子さんと保護者の方の求めているものや課題を明らかにした上で、<u>放課後等デイサービス計画*1</u>が作成されていますか。 *1 お子さんの能力や環境、日常生活全般に関する評価を通じて、総合的な支援目標や達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、支援を提供する上での留意事項などを記載する計画のこと。これは、センターの児童発達支援管理者が作成します。					
5	活動プログラム*2は、固定化しないよう工夫されていますか。 *2 日々の支援の中で、一定の目的を持って行われる個々の活動のことです。子どもの特性や課題、平日/休日/長期計画の別等に応じて、柔軟に組み合わせて実施されることが想定されています。					
6	センターを利用する中で、放課後児童クラブ・児童館との交流や、地域の子どもさんと活動する機会がありますか。					

	チェック項目	はい	どちらとも いいえ	いいえ	わから ない	ご意見
	6で「いいえ」「どちらでもない」と回答された方にお聞きします。地域のお子さんと一緒に活動する機会として、地域のイベントや交流会があった場合、参加してみたいと思われませんか。 ☐ 参加してみたい ☐ 参加は考えていない → 理由: ☐ 地域の学校に通っているため ☐ その他()					
❖保護者の方に対する説明や支援、情報発信などについてお伺いします。						
7	ご利用いただくにあたり、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明がありましたか。					
8	お子さんの発達の状況や課題について、日頃から職員と伝えあい、共通の理解ができていますか。					
9	面談や育児に関する助言等は行われていますか。					
10	保護者会等の開催や活動の支援など、保護者同士の連携が支援されていますか。					
	10で「いいえ」「どちらでもない」と回答された方にお聞きします。保護者同士の連携として「保護者会」等があった場合、参加してみたいと思われませんか。 ☐ 参加してみたい → 具体的な活動内容() ☐ 参加は考えていない					
11	苦情を伝えたいとき、受付体制は整っていますか。その場合、すばやく適切に対応されていますか。					
12	職員とお子さんや保護者の方との間で、視覚障がいや聴覚障がいなど、意思の疎通や情報伝達に支援が必要な場合、障がいの種別に応じた配慮がされていますか。(例:手話など)					
13	「たより」やホームページ等で、センターの活動概要や行事予定、連絡体制等の情報、また業務に関する評価の結果が、定期的に発信されていますか。					
14	お子さんや保護者の方の個人情報の取り扱い、十分注意されていると感じますか。					
❖センターの「非常時の対応」についてお伺いします。						
15	保護者の方に「緊急時対応マニュアル」「防犯マニュアル」「感染症対応マニュアル」の周知や説明がなされていますか					
16	非常災害の発生に備え、定期的に避難や救出、その他必要な訓練が行われていますか。					
❖「満足度」についてお伺いします。						
17	お子さんは、センターへの通所を楽しみにしていますか。					
18	センターの支援内容に満足していますか。					

事業所職員向け 放課後等デイサービス事業 自己評価表

		チェック項目	はい	いいえ	改善目標、工夫している点など
環境・体制整備	1	利用定員は指導訓練室等スペースとの関係で適切である。			
	2	子どもにかかわる職員の配置数は適切である。			
	3	事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされている。			
業務改善	4	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している。			
	5	保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている。			
	6	保護者による事業所評価表及び職員による自己評価表の結果を踏まえ、事業所評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、ホームページ等で公開している。			
	7	第三者による外部評価(経営評価委員会)を行い、評価結果を業務改善につなげている。			
	8	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している。			
適切な支援の提供	9	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成している。			
	10	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している。			
	11	活動プログラムの立案を職員によるチームで行っている。			
	12	活動プログラムが固定化しないよう工夫している。			
	13	平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援している。			
	14	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて放課後等デイサービス計画を作成している。			

		チェック項目	はい	いいえ	改善目標、工夫している点など
	15	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している。			
	16	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している。			
	17	日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている。			
	18	定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断している。			
	19	ガイドラインの総則の基本活動を複数組み合わせ、支援を行っている。			
関係機関や保護者との連携	20	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している。			
	21	学校との情報共有(年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等)、連絡調整(送迎時の対応、トラブル発生時の連絡)を適切に行っている。			
	22	医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えている。			
	23	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めている。			
	24	学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等している。			
	25	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている。			
	26	放課後児童クラブや児童館との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある。			
	27	市の自立支援協議会等へ職員が積極的に参加している。			
	28	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を図っている。			
	29	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対してペアレント・トレーニング等の支援を行っている。			

		チェック項目	はい	いいえ	改善目標、工夫している点など
保護者への説明責任等	30	運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っている。			
	31	保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている。			
	32	保護者会等の開催や活動の支援など、保護者同士の連携を支援している。			
	33	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応している。			
	34	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している。			
	35	個人情報に十分注意している。			
	36	視覚障がいや聴覚障がいなど、子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達に支援が必要な場合、障がいの種別に応じた配慮をしている。 (例:手話など)			
	37	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている。			
非常時等の対応	38	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知している。			
	39	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている。			
	40	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている。			
	41	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載している。			
	42	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている。			
	43	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している。			

○ この放課後等デイサービス事業自己評価表は、当センターの職員が事業所を自己評価するものです。
「はい」「いいえ」のどちらかに「○」を記入するとともに、「改善目標」「工夫している点」等について記入してください。

(保護者の皆様へ)

この「保育所等訪問支援事業 評価表」は、保護者等の皆様に、当センターを評価していただくものです。よりよいサービス提供につなげるため、ぜひご協力をお願いいたします。

- ① 各項目について、「はい」「どちらともいえない」「いいえ」「わからない」のうち、あてはまるものに○をしてください。

はい	できている。そう思う。
いいえ	できていない。そうは思わない。
どちらでもない	「はい」でも「いいえ」でもない。どちらとも言えない。
わからない	質問の意味がわからない。判断ができない。知らない。そのような場面に出会ったことがない。

- ② ①で○をした理由、お気づきの点やご要望など、「ご意見」についてもぜひご記入ください。

	チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	わから ない	ご意見
❖お子さんへの「適切な支援の提供」についてお伺いします。						
1	お子さんと保護者の方の求めているものや課題を明らかにした上で、保育所等訪問支援計画*1が作成されていますか。 *1 お子さんの能力や環境、日常生活全般に関する評価を通じて、総合的な支援目標や達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、支援を提供する上での留意事項などを記載する計画のことです。これは、センターの児童発達支援管理者が作成します。					
2	保育所等訪問支援計画には、お子さんに必要な支援が、適切に具体的に設定されていますか。					
3	保育所等訪問支援計画に沿った支援が行われていますか。					
4	支援内容は、固定化しないよう工夫されていますか。					
❖保護者の方に対する説明や支援などについてお伺いします。						
5	ご利用いただくにあたり、支援内容、利用者負担等について丁寧な説明がありましたか。					
6	「保育所等訪問支援計画」を示しながら、支援内容の説明がありましたか。					
7	お子さんの発達の状況や課題について、日頃から職員と伝えあい、共通の理解ができていますか。					

	チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	わから ない	ご意見
8	センターに相談や申入れを行いたいとき、受付体制は整っていますか。その場合、すばやく適切に対応されていますか。					
9	職員とお子さんや保護者の方との間で、視覚障がいや聴覚障がいなど、意思の疎通や情報伝達に支援が必要な場合、障がいの種別に応じた配慮がされていますか。（例：手話など）					
10	お子さんや保護者の方の個人情報の取り扱いは、十分注意されていると感じますか。					
11	訪問結果は、保護者の方に報告され、訪問先の保育園・幼稚園・こども園・学校等にも内容が共有されていますか。					
❖訪問支援の効果についてお伺いします。						
12	訪問支援後、お子さんに成長や変化がみられましたか。					
13	訪問支援後、お子さんは集団生活に適応しやすくなったと感じられましたか。					
14	訪問支援後、お子さんの保育園・幼稚園・こども園・学校等での過ごし方について、安心することができましたか。					
15	訪問先に、保育所等訪問支援サービスが適切に受け入れられていると感じますか。					
16	訪問支援後、お子さん以外に変化が感じられましたか。					
17	訪問支援を利用したことで、お住まいの地域で生活する上での不安は軽減されましたか。					
❖「満足度」についてお伺いします。						
18	訪問支援の日数は適切でしたか。					
19	センターの保育所等訪問支援に満足していますか。					

事業所職員向け

保育所等訪問支援事業

自己評価表

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など
環境・体制整備	1	訪問支援員の配置数は適切である。			
	2	訪問支援員と担任の情報共有などの関係性は良好である。			
業務改善	3	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している。			
	4	保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている。			
	5	保護者による事業所評価表及び職員による自己評価表の結果を踏まえ、事業所評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所のホームページ等で公開している			
	6	第三者による外部評価（経営評価委員会）を行い、評価結果を業務改善につなげている。			
	7	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している。			
	8	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、保育所等訪問支援計画を作成している。			
適切な支援の提供	9	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している。			
	10	保育所等訪問支援計画には、子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている。			
	11	保育所等訪問支援計画に沿った支援が行われている。			
	12	支援内容の立案を職員によるチームで行っている。			
	13	支援内容が固定化しないよう工夫している。			
	14	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容について確認している。			

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など
	15	支援終了後には、職員間でその日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している。			
	16	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている。			
	17	定期的にモニタリングを行い、保育所等訪問支援計画の見直しの必要性を判断している。			
関係機関や保護者との連携	18	子どもにとって慣れ親しんだ場所で支援を行うことで保育所等関係機関との相互理解や信頼関係の構築に努めている。			
	19	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている。			
	20	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通の理解を図っている。			
保護者への説明責任等	21	支援内容、また利用料が発生することから、利用者負担等について丁寧な説明を行っている。			
	22	「保育所等訪問支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者からの同意を得ている。			
	23	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している。			
	24	視覚障がいや聴覚障がいなど、子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達に支援が必要な場合、障がいの種別に応じた配慮をしている。（例：手話など）			
	25	個人情報の取扱いに十分注意している。			
	26	訪問結果は、利用児童の保護者へ報告し、訪問先の保育園・幼稚園・こども園・学校等へもその内容を共有している。			
支援の効果	27	訪問支援後、子どもの成長や変化がみられた。			
	28	訪問支援後、子どもが集団生活に適応しやすくなった。			
	29	訪問支援後、保護者は、保育園・幼稚園・こども園・学校等での過ごし方について、安心することができている。			

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など
	30	訪問先に、保育所等訪問支援サービスが適切に受け入れられている。			
	31	訪問支援後、子ども以外に変化が感じられる。			
	32	訪問支援を利用したことで、地域での生活に対する保護者の不安は軽減されたと感じている。			

- この保育所等訪問支援事業自己評価表は、当センターの職員が事業所を自己評価するものです。
「はい」「いいえ」のどちらかに「○」を記入するとともに、「工夫している点」「課題や改善すべき点」等について記入してください。

(保護者の皆様へ)

この「障害児相談支援事業 評価表」は、保護者等の皆様に、当センターを評価していただくものです。よりよいサービス提供につなげるため、ぜひご協力をお願いいたします。

- ① 各項目について、「はい」「どちらともいえない」「いいえ」「わからない」のうち、あてはまるものに○をしてください。

はい	できている。そう思う。
いいえ	できていない。そうは思わない。
どちらでもない	「はい」でも「いいえ」でもない。どちらとも言えない。
わからない	質問の意味がわからない。判断ができない。知らない。そのような場面に出会ったことがない。

- ② ①で○をした理由、お気づきの点やご要望など、「ご意見」についてもぜひご記入ください。

	チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	わから ない	ご意見
❖障害支援専門員による「聞き取り」や「説明」、「アセスメント(分析・評価)」等についてお伺いします。						
1	相談支援専門員は、お子さんや保護者の方の不安な気持ちを受け止めていますか。					
2	初回面談は速やかに行われましたか。また、初回相談だけで、お子さんや保護者の方の困りごとや課題が整理されなかった場合、相談支援専門員は、そこで相談を終了せず、面接や訪問につなげていましたか。					
3	ご利用いただくにあたり、運営規程、重要事項説明書等について、丁寧な説明がありましたか。					
4	相談支援専門員は、お子さんの能力や環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて、お子さんや保護者の方の希望する生活や自立した日常生活を送ることができるよう、支援する上で解決すべき課題等を適切に把握していますか。					
5	相談支援専門員による聞き取りは、訪問等で行われ、面接の趣旨も十分説明していますか。					
6	相談支援専門員とお子さんや保護者の方とのコミュニケーションに、外国語通訳や手話通訳が必要な場合、適切に配置していますか。					
❖障害支援専門員の「サービス等利用計画」の作成等についてお伺いします。						
7	お子さんや保護者の方の個人情報の取り扱いは、十分注意されていると感じますか。					
8	「サービス等利用計画」には、お子さんや保護者の方の希望する生活、また自立した日常生活を送ることができるよう、解決すべき課題等が盛り込まれていますか。					

	チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	わから ない	ご意見
9	利用可能なサービスや内容、利用料等について、わかりやすく説明がされましたか。また、お子さんや保護者の方がサービスを選びやすいような配慮がされていますか。					
10	「サービス等利用計画」は、障がい福祉サービスに加え、保健医療サービスやその他の福祉サービス、また地域のボランティアなどによるサービス等の利用も含めて作成されていますか。					
11	保護者の方の選択によって、適切な保健、医療、福祉、教育などのサービスが、多くの事業者から総合的かつ効率的に提供されていますか。					
12	提供されるサービスは、お子さんや保護者の方等の意思で選択していますか。また、特定のサービスや特定の事業者に不当に偏っていませんか。					
13	正当な理由がないのに、サービスの提供が拒まれていませんか。					
14	適切なサービス提供が困難な場合、相談支援専門員は、他の事業者の紹介など、必要な対応をしていますか。					
15	相談支援専門員は、相談（初回面談）から支援サービスの提供まで、お子さんや保護者の方等の思いや置かれている環境に配慮し、柔軟に対応していますか。					
❖障害支援専門員による「モニタリング(定期的な確認)」についてお伺いします。						
16	相談支援専門員は、「サービス等利用計画」の実施状況を把握し、目標の達成状況、新たな課題や必要な支援などについて、必要に応じて計画を変更したり、サービス事業者との連絡調整等を行ったりしていますか。					
17	相談支援専門員は、お子さんが生活したり活動したりしている場所に出向いて、生活環境を把握しながら、保護者の方に面接をしていますか。					
❖「満足度」についてお伺いします。						
18	相談支援専門員が提案したサービスを利用することで、お子さんのできることが増えたり、保護者の方の不安が軽減されたりしましたか。					
19	センターの相談支援事業に満足していますか。					

事業所職員向け 障害児相談支援事業 自己評価表

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など
業務改善	1	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している。			
	2	保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている。			
	3	保護者による事業所評価表及び職員による自己評価表の結果を踏まえ、事業所評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、ホームページ等で公開している。			
	4	第三者による外部評価（経営評価委員会）を行い、評価結果を業務改善につなげている。			
	5	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している。			
受付・アセスメント	6	子どもまたは保護者の不安な気持ちを受け止めている。			
	7	初回面談を速やかにしている。また、初回相談だけで課題整理が行えない場合、初回相談だけで相談を終了せず、面接や訪問につなげている。			
	8	運営規程、重要事項説明書等について丁寧な説明を行い、同意を得ている。			
	9	子どもの能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて、子どもや保護者の希望する生活や自立した日常生活を送ることができるよう、支援する上で解決すべき課題等の把握（アセスメント）を適切に行っている。			
	10	アセスメントは、居宅の訪問等により、子どもおよび保護者等に面接の趣旨を十分説明し、理解を得ている。			
	11	子どもや保護者等とのコミュニケーションは、必要に応じ、外国語通訳や手話通訳を配置する体制を構築している。			
計画の作成等	12	個人情報の取扱いに十分注意している。			
	13	子どもや保護者の希望する生活や自立した日常生活を送ることができるよう、解決すべき課題等が盛り込まれたサービス等利用計画を作成している。			

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など
	14	必要に応じて、専門職員（児童発達支援管理責任者、保育士、訓練士、臨床心理士、看護師等）と連携し、専門的な見地からの助言を得ている。			
	15	利用可能なサービスや内容、利用料等をわかりやすく説明し、子どもや保護者がサービスを選択しやすいように配慮している。			
	16	障がい福祉サービスに加え、保健医療サービスやその他の福祉サービス、また地域のボランティアなどによるインフォーマルサービス等の利用も含めて、サービス利用計画に位置付けるよう努めている。			
	17	保護者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育などのサービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮している			
	18	提供するサービスは、子どもや保護者等の意思により選択され、特定の種類や特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう配慮している。			
	19	正当な理由なく、サービスの提供を拒んでいない。			
	20	適切なサービス提供が困難な場合、他の事業者の紹介など、必要な措置を講じている。			
	21	サービス担当者会議の開催、福祉サービスの担当者への紹介等により、専門的な見地からの意見を求めている。			
モニタリング	22	相談（初回面談）から支援サービスの提供まで、子どもや保護者等の意向や置かれている環境に配慮し、柔軟に対応している。			
	23	サービス等利用計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、目標の達成状況、新たなニーズなど、必要に応じて計画の変更、事業者との連絡調整等を行っている。			
	24	モニタリングにあたっては、子どもおよび保護者、事業者等との連絡を継続的に行い、子ども本人の生活または活動の場に向いて実施し、保護者等に面接するほか、その結果を記録している。			

○ この保育所等訪問支援事業自己評価表は、当センターの職員が事業所を自己評価するものです。「はい」「いいえ」のどちらかに「○」を記入するとともに、「工夫している点」「課題や改善すべき点」等について記入してください。

発達に関する相談支援事業 自己評価表

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など
家族の本人の意思・ニーズ等の把握	1	対象児童及びその家族の意思を尊重し、常に確認して支援している。			
	2	対象児童やその家族が置かれている環境及び生活行動を確認している。			
	3	対象児童が抱える課題や家族の支援ニーズを把握している。			
	4	対象児童及びその家族等にかかる心身の状態を把握している。			
本人の主訴	5	対象児童の主訴を把握している。			
	6	主訴に関するアセスメントを行い対応している。			
支援記録の活用と管理	7	支援の進捗状況を把握し、支援記録を整理・保管している。			
	8	支援記録を活用し対応している。			
	9	個人情報の管理を徹底している。			
関係機関との連携協働	10	関係機関へのつながりは、相談者本人の同意を得ている。			
	11	関係機関との連携協働及び情報共有を実施している。			
	12	対象児童が通園通学している保育園、幼稚園及び小中学校等に訪問して、必要とする相談支援を行っている。			
	13	個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成活用を図るため、市教育委員会等関係機関との連携協働に努めている。			
資質向上	14	支援に関わる関係機関の職員について、専門性を高めるため、研修講座の開催や、当センター職員の派遣を行っている。			
	15	必要に応じて、関係機関の研修事業や、外部講師を招いた勉強会などに参加し、支援の質的向上を図っている。			
施設運営	16	支援センターの事業運営に関する会議に参加している。			
	17	施設設備、各種備品の状態を常に確認し、安全確保に努めている。			

經 営 計 画 書

資 料 編

Ⅰ 松阪市子ども発達総合支援センター経営評価委員会規則

松阪市子ども発達総合支援センター経営評価委員会規則(平成 29 年松阪市規則第 20 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 78 条第 1 項の規定により、松阪市子ども発達総合支援センター条例(平成 28 年松阪市条例第 3 号)第 2 条に規定する事業を継続的に安定した推進と療育訓練等サービスの良質かつ適切な提供をはかるために、松阪市子ども発達総合支援センター(以下「支援センター」という。)の経営計画を策定し、同事業の評価、課題整理及び助言をするため、松阪市子ども発達総合支援センター経営評価委員会(以下「委員会」という。)を設置し、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 支援センター経営計画書の策定に関すること。
- (2) 支援センター運営等の評価項目の作成に関すること。
- (3) 支援センター運営等の評価、課題提示及び助言に関すること。
- (4) その他、支援センター運営等の評価に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 支援センターに、通所利用している児童の保護者
- (2) 障がい児者団体
- (3) 地域関係者
- (4) 児童福祉関係者
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から 3 年とする。

2 委員に欠員が生じたときは、補欠委員を置くものとし、当該補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことはできない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(委員報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年松阪市条例第53号)の定めるところにより支給する。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部子ども発達総合支援センターにおいて処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

松阪市子ども発達総合支援センター経営評価委員会委員名簿

【任期：令和5年6月30日～令和8年6月29日(3年間)】

委員長	佐藤祐司	学校法人梅村学園中京大学経営学部
副委員長	八田久子	松阪市肢体不自由児父母の会
委員	梅村恵理	通所利用児童保護者(令和5年12月22日～)
委員	後 建夫	徳和住民協議会
委員	谷口 壽	松阪市民生委員児童委員協議会連合会
委員	澄野久生	一般社団法人三重県中小企業診断協会
委員	小泉恵希	松阪市教育委員会事務局学校支援課
委員	池田博紀	松阪市教育委員会事務局生涯学習課
委員	大野千賀子	松阪市健康福祉部こども局こども未来課
委員	宮下真有美	通所利用児童保護者(～令和5年12月21日)

2 関係法令

1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抄）

令和 6 年 4 月 1 日改正

（障害児通所支援等）

第 6 条の 2 の 2 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。

2 この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の内閣府令で定める便宜を供与し、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童に対して行われるものに限る。第 21 条の 5 の 2 第一号及び第 21 条の 5 の 29 第 1 項において同じ。）を行うことをいう。

3 この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等（同法第 124 条に規定する専修学校及び同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校をいう。以下この項において同じ。）に就学している障害児（専修学校等に就学している障害児にあっては、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市長村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が認める者に限る。）につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

4（略）

5 この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

6 この法律で、障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいい、障害児相談支援事業とは、障害児相談支援を行う事業をいう。

7 この法律で、障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいい、障害児相談支援事業とは、障害児相談支援を行う事業をいう。

8～9（略）

(障害児通所給付費)

第 21 条の 5 の 3 市町村は、通所給付決定保護者が、第 21 条の 5 の 7 第 8 項に規定する通所給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行う者（以下「指定障害児通所支援事業者」という。）から障害児通所支援（以下「指定通所支援」という。）を受けたときは、当該通所給付決定保護者に対し、当該指定通所支援（同条第 7 項に規定する支給量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用（以下「通所特定費用」という。）を除く。）について、障害児通所給付費を支給する。

2 障害児通所給付費の額は、一月につき、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額とする。

- 一 同一の月に受けた指定通所支援について、障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）を合計した額
- 二 当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

(障害児相談支援給付費)

第 24 条の 26 市町村は、次の各号に掲げる者（以下この条及び次条第 1 項において「障害児相談支援対象保護者」という。）に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費を支給する。

- 一 第 21 条の 5 の 7 第 4 項（第 21 条の 5 の 8 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、障害児支援利用計画案の提出を求められた第 21 条の 5 の 6 第 1 項又は第 21 条の 5 の 8 第 1 項の申請に係る障害児の保護者 市町村長が指定する障害児相談支援事業を行う者（以下「指定障害児相談支援事業者」という。）から当該指定に係る障害児支援利用援助（次項において「指定障害児支援利用援助」という。）を受けた場合であつて、当該申請に係る給付決定等を受けたとき。
- 二 通所給付決定保護者 指定障害児相談支援事業者から当該指定に係る継続障害児支援利用援助（次項において「指定継続障害児支援利用援助」という。）を受けたとき。

2～7 （略）

(児童発達支援センター)

第 43 条 児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

2) 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) (抄)

令和 6 年 4 月 1 日改正

(定義)

第 2 条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 (略)

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一～一の二 (略)

二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター又は里親支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

二の二～一三 (略)

4 (略)

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第 78 条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 (略)

3) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

(平成 24 年厚生労働省令第 15 号) (抄)

第 6 条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40 人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第 3 号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第 4 号の調理員を置かないことができる。

一 嘱託医 1 以上

二 児童指導員及び保育士（特区法第 12 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）

イ 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を 4 で除して得た数以上

ロ 児童指導員 1 以上

ハ 保育士 1 以上

三 栄養士 1 以上

四 調理員 1 以上

五 児童発達支援管理責任者 1 以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 第 1 項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第 27 条第 1 項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

4～5（略）

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 第1項第2号イ、第4項第1号及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

8 第1項から第5項まで（第1項第1号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

9（略）

（管理者）

第7条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

4) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

(平成 24 年厚生労働省令第 29 号) (抄)

(従業者)

第 3 条 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所（法第 24 条の 28 第 1 項に規定する障害児相談支援事業所をいう。）（以下「指定障害児相談支援事業所」という。）ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員（指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 前項に規定する相談支援専門員の員数の標準は、障害児相談支援対象保護者の数（当該指定障害児相談支援事業者が、指定特定相談支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号。以下「指定計画相談支援基準」という。）第 1 条第 14 号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下この条において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定障害児相談支援の事業と指定計画相談支援（指定計画相談支援基準第 1 条第 15 号に規定する指定計画相談支援をいう。以下この項において同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者の数及び指定特定相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等（指定計画相談支援基準第 1 条第 13 号に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。）の数の合計数）が 35 又はその端数を増すごとに 1 とする。

3 (略)

(管理者)

第 4 条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定障害児相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

5) 松阪市子ども発達総合支援センター条例（平成 28 年松阪市条例第 3 号）

（設置）

第 1 条 松阪市は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 4 条第 2 項に規定する障害児及び心身の発達に心配がある満 18 歳未満の者（以下「対象児童」という。）に対し、日々当該対象児童の家族等の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、自立に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練その他必要な支援を提供することを目的として次の施設を設置する。

名称	位置
松阪市子ども発達総合支援センター	松阪市下村町 875 番地 1

（事業等）

第 2 条 松阪市子ども発達総合支援センター（以下「支援センター」という。）は、次の事業を行うものとする。

- (1) 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援事業
- (2) 法第 6 条の 2 の 2 第 4 項に規定する放課後等デイサービス事業
- (3) 法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する保育所等訪問支援事業
- (4) 法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する障害児相談支援事業
- (5) 保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校等訪問支援巡回相談事業
- (6) 児童発達に関する相談支援事業
- (7) 児童発達に関する地域支援事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前条の設置目的を達成するために必要と認められる事業

（休館日）

第 3 条 支援センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

（開館時間）

第 4 条 支援センターの開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（利用者の範囲）

第 5 条 支援センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 第2条第1号から第3号までに規定する事業 市内に住所を有し、かつ、法第21条の5の7第9項の規定に基づく通所受給者証の交付に係る対象児童
- (2) 第2条第4号に規定する事業 前号に規定する対象児童の家族等
- (3) 第2条第5号から第8号までに規定する事業 市内に住所を有し、かつ、児童発達に関する相談支援、療育及び訓練を必要とする対象児童及びその家族等
- (4) その他 市長が特に支援センターを利用する必要があると認める者
(定員)

第6条 支援センターの利用定員は、規則で定める。

(利用の申請)

第7条 第2条第1号から第4号までに規定する事業を利用しようとする対象児童の家族等は、市長に支援センターの利用に係る申請を行い、その許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第8条 市長は、利用の許可を受けようとする者又は利用の許可を受けた者その他支援センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒むことができる。

- (1) 第6条の定員を超過しているとき。
- (2) 感染症疾病があると認められるとき。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 支援センターの建物、設備、器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

(利用者負担の額)

第9条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を利用者負担の額として利用者から徴収するものとする。

- (1) 第2条第1号から第3号までに規定する事業を利用者が利用した場合 法第21条の5の3第2項第2号の規定に基づき算定した額
- (2) 前号に規定する事業以外の事業 零

(利用者負担の額の減免)

第10条 市長は、特別の理由により利用者が前条の利用者負担の額を納入することが著しく困難であると認めるときは、当該利用者負担の額の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。ただし、その他の法令等に特別の定めがあるときは、当該他の法令等の定めるところによるものとする。

(損害賠償)

第11条 利用者は、利用者の責めに帰すべき理由により、支援センターの建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、支援センターの管理運営について、指定管理者（松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年松阪市条例第9号）第6条第1項の規定に基づき指定するものをいう。）に行わせることができる。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月23日条例第56号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

6) 松阪市子ども発達総合支援センター条例施行規則（平成 28 年松阪市規則第 57 号）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、松阪市子ども発達総合支援センター条例（平成 28 年松阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

（目的）

第 2 条 松阪市子ども発達総合支援センター（以下「支援センター」という。）において、条例第 2 条に定める事業を実施するにあたり、適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、心身の発達に心配がある、又は障がいのある満 18 歳未満の児童及びその保護者の意思及び人格を尊重し、その立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

（定義）

第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）指定児童発達支援 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）

第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援をいう。

（2）指定放課後等デイサービス 法第 6 条の 2 の 2 第 4 項に規定する放課後等デイサービスをいう。

（3）指定保育所等訪問支援 法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する保育所等訪問支援をいう。

（4）指定障害児相談支援 法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する障害児相談支援をいう。

（5）指定障害児相談支援事業者 松阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成 24 年松阪市規則第 15 号）により松阪市長が指定した障害児相談支援事業者をいう。

（6）指定児童発達支援事業等 条例第 2 条第 1 号から第 4 号までに規定する事業

（7）通所給付決定保護者 法第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する支給決定を受けた障がい児の保護者又は養育者をいう。

（8）障がい児等 心身の発達に心配がある、又は障がいのある満 18 歳未満の児童及び通所給付決定保護者をいう。

（三重県知事指定）

第 4 条 条例第 2 条第 1 号から第 3 号までに定める事業を実施するに当たり、三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年三重県条例第 19 号）によって、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援の指定を受けるものとする。

(利用定員数)

第 5 条 条例第 6 条に規定する利用定員数は 55 人とし、指定児童発達支援事業及び指定放課後等デイサービス事業において、それぞれの定員数は、次のとおりとする。
ただし、市長が特に必要と認めるときは、国の通知等の範囲内にて超過することができる。

(1) 指定児童発達支援事業 40 人

(2) 指定放課後等デイサービス事業 15 人

第 2 章 運営の方針

(運営方針)

第 6 条 支援センターは、指定児童発達支援の提供に当たっては、就学前の障がい児等に対し、良好な家族関係を構築するとともに就園又は就学ができるよう、基本的な日常生活の体得、社会適応などのための療育・訓練を、また、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、就学期の障がい児等において、生活能力や社会適応の向上のための訓練等を行うものとする。

2 指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校等（以下「保育所等」という。）を訪問し、障がい児等に対し、障がい児等以外の児童との集団生活に適応することができるよう適切かつ効果的な支援を行うものとする。

3 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障がい児等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、心身の状況やその置かれている環境等に応じて、障がい児及び保護者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービスが、多様なサービス事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮した支援を行うものとする。

4 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援及び指定障害児相談支援の実施に当たっては、地域及び家族との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、他の障害児支援等に係るサービス事業者及び保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

5 児童発達に関する地域

支援の実施に当たっては、地域及び家族の結び付きを重視した事業運営を行い、保育所等の地域の支援者並びに他の福祉サービス及び保健医療サービスを提供する者との密接な連携に務めるものとする。

(運営方針及び基本指針による推進)

第 7 条 市長は、前条の運営方針のほか、支援センターの事業運営に関する基本指針を定め、条例第 2 条に規定する事業を推進するものとする。

2 市長は、事業推進に当たっては、前条に定める運営方針及び前項の基本指針について、支援センターに勤務する全職員に周知するものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 8 条 支援センターに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 支援センターの長（管理者） 員数は 1 人とし、支援センターの職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 児童発達支援管理責任者 員数は 1 人以上とし、児童発達支援計画、放課後等デイサービス計画及び保育所等訪問支援計画の作成の業務のほか、支援センターに対する指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス又は指定保育所等訪問支援の利用の申込みに係る調整、職員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。
- (3) 児童指導員及び保育士 員数は各 1 人以上で、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援に対し次のとおりとし、児童発達支援計画、放課後等デイサービス計画又は保育所等訪問支援計画に基づき障がい児等に対し適切に指導等を行う。
 - ア 指定児童発達支援 10 人
 - イ 指定放課後等デイサービス 3 人
 - ウ 指定保育所等訪問支援 1 人以上
- (4) その他職員 第 1 号から前号までの職員のほか、次の職員を置く。
 - ア 機能訓練担当職員 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。
 - イ 看護職員 重度心身障害のある利用児童に必要な応じて医療的ケアを行う。
 - ウ 相談支援担当職員 発達障害のある児童及びその家族並びに障がい児等に対し、日常生活、計画策定、福祉制度等の相談支援を行う。
 - エ 嘱託医 利用児童の保健衛生指導及び健康診断を行う。
 - オ 調理員 必要に応じて調理業務を行う。

（サービス提供時間）

第 9 条 条例第 2 条第 1 号から第 4 号までに定める事業におけるサービス提供時間は、条例第 4 条の規定にかかわらず、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、当該サービス提供時間の終了時間については、条例第 5 条に定める利用者の状況及び前条に定める職員の勤務の体制によって、条例第 4 条に定める終了時間を延長できるものとする。

（通所給付決定保護者から受領する費用の額及びその他の費用の額）

第 10 条 市長は、条例第 7 条による申請によって指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援を提供した際は、条例第 9 条の規定により通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援に係る利用者負担の額の支払を受けるものとする。

2 市長は、法第 21 条の 5 の 7 第 11 項に定める法定代理受領を行わない指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号によって算定した当該

指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 市長は、前 2 項の費用の支払を受けた場合は、当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

（利用者負担額等に係る管理）

第 11 条 市長は、通所給付決定に係る障がい児が同一の月に支援センターが提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受ける場合において、当該障がい児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る利用者負担額の合計額を算定しなければならない。この場合において、市長は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

- 2 指定放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援に係る利用者負担額等の管理については、前項を準用するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第 12 条 市長は、事業の提供を行っているときに利用児童等の病状の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに協力医療機関等への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

第 13 条 市長は、事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合、支援センターを利用する者（以下「利用者」という。）の避難等適切な措置を講ずるものとする。

- 2 支援センターの防災管理者は、支援センターに係る非常災害に関する具体的な計画を作成し、支援センター全職員に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとるものとする。

- 3 非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練は、定期的に行うものとする。

（職員の研修）

第 14 条 市長は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証し、整備するものとする。

（1）採用時研修 採用後 12 か月以内

（2）継続研修 年 2 回

（衛生管理）

第 15 条 市長は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、支援センターの設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

（重要事項の掲示）

第 16 条 市長は、支援センターの見やすい場所に、条例及び本規則の概要、勤務体制その他重要事項を掲示するものとする。

（苦情解決）

第17条 市長は、提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 市長は、その提供した事業に関し、法第21条の5の21第1項の規定により三重県知事が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは支援センターの設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、利用者からの苦情に関して三重県知事が行う調査に協力するとともに三重県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 三重県知事からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を三重県知事に報告するものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第18条 市長は、事業の提供に対する利用者の人権擁護又は虐待の防止等に対応するため、責任者の設置、相談窓口の設置等の苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援、職員に対する研修その他必要な措置を講ずるものとする。

（その他運営についての重要事項）

第19条 市長は、利用者に対し適切な事業を提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておくものとする。

2 職員は、業務上知り得た利用者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

3 市長は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

4 市長は、利用児童等に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、当該事業を提供した日から5年間保存するものとする。

第3章 手続

（申請）

第20条 指定児童発達支援事業等の利用を希望する児童等は、松阪市子ども発達総合支援センター利用申請書（様式第1号。以下「利用申請書」という。）に、次の書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、通所受給者証を新たに取得しようとしているときにあっては、この限りでない。

（1）個人情報の取扱いに関する同意書

（2）法に基づく通所受給者証の写し

（3）その他市長が必要と認める書類（以下「利用児童に係る情報書類」という。）

（決定等）

第21条 市長は、前条の申請を受けた場合は、その内容を速やかに審査し、支援センターの利用を適当と認めるときは、その利用を承認し、松阪市子ども発達総合支援センター利用承認通知書（様式第4号）を当該児童等に交付するものとする。

2 市長は、通所給付決定保護者との間に、松阪市子ども発達総合支援センター利用契約書（様式第5号又は様式第5号の2）により利用に係る契約を締結するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その利用を不承認とし、松阪市子ども発達総合支援センター利用不承認通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

(1) 利用定員その他の施設上の理由により、利用を認めることが困難であるとき。

(2) 利用しようとする児童等が感染症疾病その他の理由により、他の利用児童等に影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(3) その他市長が不適當であると認めるとき。

（個別支援計画の作成等）

第 22 条 通所給付決定保護者は、利用児童に係る松阪市子ども発達総合支援センター利用登録票（以下「登録票」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用児童に係る情報書類、登録票及び指定障害児相談支援事業者が作成した当該利用児童に関する支援利用計画に基づき、指定障害児相談支援事業者、当該通所給付決定保護者等の関係者による当該利用児童等に対する支援の内容を検討する会議を経た後、松阪市子ども発達総合支援センター個別支援計画（以下「個別支援計画」という。）を作成するものとする。ただし、当該利用児童に関する支援利用計画について、法第 21 条の 5 の 7 第 4 項及び第 5 項並びに児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「法施行規則」という。）第 18 条の 14 及び第 18 条の 15 の規定によって指定障害児相談支援事業者以外の者が作成した支援利用計画についても同様のものとする。

3 市長は、前項の支援計画で定めた利用期間が到来するまでに当該個別支援計画を見直し、必要に応じて、次期の個別支援計画を作成するものとする。なお、当該見直しに当たっては、前項に定める会議を経なければならない。

（利用の終了等）

第 23 条 通所給付決定保護者は、利用児童等が支援センターの利用を終了しようとするときは、松阪市子ども発達総合支援センター利用に関する届出書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用児童等が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を終了させ、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) 指導、訓練等の目的が達成されたと認められるとき。

(2) 入院加療を必要とすると認められるとき。

(3) 感染症疾病その他の理由により、利用することが不適當であると認められるとき。

(4) 法の規定に基づく利用の取消決定があったとき。

(5) その他市長が必要と認めるとき。

（その他の届出）

第 24 条 通所給付決定保護者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、市長に対し、速やかに松阪市子ども発達総合支援センター利用に関する届出書を提出しなければならない。

- (1) 利用児童等が疾病等の理由により長期にわたり利用することができないとき。
- (2) 利用児童等又は通所給付決定保護者の氏名、住所等に変更が生じたとき。

第4章 利用者負担額の減免

(利用者負担額の減免)

第25条 条例第10条に規定する特別の理由は、法施行規則第18条の25に規定する特別の事情とする。

- 2 前項に該当し、利用者負担額の減免を受けようとするときは、松阪市障害児通所給付費等の給付に関する規則（平成24年松阪市規則第37号）第10条の規定を準用する。

第5章 その他

(その他)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。

(処分、手続その他の行為の経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に、松阪市子ども発達総合支援センターの運営に関する要綱（平成24年松阪市告示第116号）により行われた松阪市子ども発達総合支援センターの通所等に関する処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(条例第6条に規定する利用定員数の経過措置)

- 3 条例第6条に規定する利用定員数について、第2条の規定にかかわらずこの規則の施行の日が属する年度から平成30年度までの間は、次のとおりとする。

(1) 施行の日が属する年度

ア 利用定員総数 40人

イ クラス編成による事業毎の概ねの定員数

(ア) 指定児童発達支援事業 30人

(イ) 指定放課後等デイサービス事業 10人

(2) 平成29年度

ア 利用定員総数 50人

イ クラス編成による事業毎の概ねの定員数

(ア) 指定児童発達支援事業 40人

(イ) 指定放課後等デイサービス事業 10人

(3) 平成30年度

ア 利用定員総数 55人

イ クラス編成による事業毎の概ねの定員数

(ア) 指定児童発達支援事業 40人

(イ) 指定放課後等デイサービス事業 15人

附 則（平成 29 年 3 月 1 日規則第 4 号）
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 8 月 1 日規則第 62 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 30 日規則第 2 号）
この規則は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日規則第 25 号）
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月 13 日規則第 3 号）
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(各様式 省略)

7) 松阪市子ども発達総合支援センター事業運営基本指針（令和6年松阪市告示第59号）

前文

松阪市子ども発達総合支援センター条例施行規則（平成28年松阪市規則第57号）第7条第1項の規定により、松阪市障がい児療育施設整備事業に関する基本計画（以下「基本計画」という。）に基づいて設置する松阪市子ども発達総合支援センター（以下「支援センター」という。）の事業運営が円滑に推進し、支援センターが療育又は訓練を専門的に提供するとともに地域における中核的な支援機関としての役割を果たすために、基本指針（ガイドライン）を定める。

1 基本指針の目的

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）に定める運営に関する基準のほか、基本計画が求めている支援センターの役割及び児童発達支援センターとしての役割を担い、発達総合支援サービスの水準維持を図ることを目的とする。

2 支援センターの運営目的

支援センターは、心身の発達に心配がある、又は障がいがある満18歳未満の者（以下「対象児童」という。）が、心身の発達の程度にかかわらず、地域で早期からの一貫した支援を受けながら安心した暮らしを実現するため、保健、福祉及び教育の各分野並びに医療その他関係機関との連携のもと途切れない支援を行うことを目的とする。

3 支援センターが実施する事業

支援センターが実施する事業は次のとおりとする。

（1）児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める事業

- ア 児童発達支援事業
- イ 放課後等デイサービス事業
- ウ 保育所等訪問支援事業
- エ 障害児相談支援事業

（2）総合支援施設自主事業

- ア 保育園・幼稚園・認定こども園・小中学校等訪問支援巡回相談事業
- イ 児童発達支援人材育成事業
- ウ 児童発達相談支援事業
- エ 特別支援教育体制支援事業
- オ 児童発達地域支援事業

4 各事業の基本指針（ガイドライン）

（１） 全体

対象児童が円滑に安全安心に利用できるよう、必要な配慮をしなければならない。なお、各項目に定めるもののほか、必要な物は別に定めるものとする。

ア 衛生管理

支援センター内は常に衛生管理を徹底し、対象児童が直接触れる場所、設備及び各種器具等の衛生の維持管理に努めなければならない。また、感染症の予防や早期発見のため、対象児童の健康状態の把握及び保護者との情報共有を図るものとする。

イ 安全確保と緊急時の対応

対象児童が利用する設備及び各種器具は、常に安全に使用できる状態であること。また、万一事故が起こった場合の対応など、様々なリスクや場面を想定し、常に対象児童が安全に安心して利用できる環境の構築に努めるものとする。

ウ 防災・防犯対策

非常時において、対象児童や保護者の安全が確保できるよう、防災・防犯のための対策を確立すること。また、災害時に福祉避難所として開設、運営できる体制を構築するとともに、必要なサービスのため早期の業務再開に係る措置を講じなければならない。

エ 計画的で適切なサービス提供

対象児童に対するサービス提供は、適切なアセスメントにより、対象児童及び保護者等のニーズや課題を把握し、特性に合わせた基本的生活習慣の体得・維持・向上などを図るため、個別支援計画を策定の上、同計画に沿って行うこと。また、定期的にモニタリングを行い、必要に応じて同計画の見直しを図るものとする。

オ 関係機関との連携と情報共有

対象児童本人が支援の輪の中心となり、様々な関係機関が関与して適切な支援を提供していくため、関係機関と連携を密にし、情報共有及び相互理解を図るものとする。

カ 職員の資質向上と協働体制の構築

職員は、専門的知識・技術向上のため、積極的に研修へ参加するとともに、定期的なミーティング・協議により情報共有と課題解決に努めること。また、各専門職域を超えて支援を提供する体制を構築し、全職員が連携・協働のもと、業務を推進するものとする。

キ 虐待防止の取り組みと身体拘束への対応

対象児童本人の意思を尊重し、最善の利益を考慮した支援を行うため、虐待等、人権侵害の防止に取り組まなければならない。

（２） 児童発達支援事業

就学前の対象児童において良好な親子関係を構築するとともに就園又は就学ができるよう、基本的な日常生活の体得及び社会適応などのための療育・訓練を提供するに当たり、次のとおり行うものとする。

ア 定員 1日当たり40人を上限とする。

イ 療育内容

- (ア) 基本的な日常生活動作を体得するための訓練（例：機能訓練など）
- (イ) 集団生活への適応のための訓練
- (ウ) 保護者等に対する子育て支援や情報提供
- (エ) その他必要とする訓練の機会や情報の提供

ウ 対象者

児童福祉法による通所受給者証において、児童発達支援に係る記載のある対象児童とする。

エ 提供時間

原則として午前9時から午後5時までの間に実施する。

オ 留意事項

- (ア) 通所形態は、基本的に親子通所とする。ただし、必要に応じて、保護者と協議し、親子分離にて療育を行うことができる。また、通所が困難な場合は事前申込及び調整によって、支援センターの送迎車両を活用することができる。
- (イ) 対象児童の個々の障がい特性や課題等にあわせて、集団療育、個別（小集団）療育、各種訓練などのプログラムを組み、効率良く実施する。
- (ウ) 現に保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所（以下「保育園等」という。）に通園している対象児童については、当該保育園等と連携しながら、必要とするサービスを提供する。
- (エ) 屋外で支援プログラムを実施するときは、安全を優先すること。
- (オ) サービスの提供にあたっては、厚生労働省の定める児童発達支援ガイドライン（以下「児童発達支援ガイドライン」という。）に基づいて実施する。

(3) 放課後等デイサービス事業

就学期の対象児童において、生活能力や社会適応の向上のための訓練等を提供するに当たり、次のとおり行うものとする。

ア 定員 1日当たり15人を上限とする。

イ 療育内容

- (ア) 生活能力の向上のために必要とする訓練
- (イ) 社会との交流の促進
- (ウ) 保護者等に対する子育て支援や情報提供
- (エ) その他必要とする訓練の機会や情報の提供

ウ 対象者

児童福祉法による通所受給者証において、放課後等デイサービスに係る記載のある対象児童とする。

エ 提供時間

原則として、午後 1 時から午後 5 時までとする。ただし、長期学校休業期間は、午前 9 時から実施する。

オ 留意事項

(ア) 通所形態は、原則として自主通所とする。ただし、通所が困難な場合は事前申込及び調整によって、支援センターの送迎車両を活用することができ。

(イ) 個々の対象児童の特性や課題等にあわせて、集団療育、個別療育、各種訓練などの支援プログラムを組み、効率良く実施する。

(ウ) 屋外で支援プログラムを実施するときは、安全を優先すること。

(エ) サービスの提供にあたっては、厚生労働省の定める放課後等デイサービスガイドライン（以下「放課後等デイサービスガイドライン」という。）に基づいて実施する。

(4) 保育所等訪問支援事業

個別支援計画に基づき、集団生活に適應することができるよう通園通学する保育園等へ専門職が訪問し、集団生活の場における助言・指導を実施するものとする。

ア 対象者

児童福祉法による通所受給者証において、保育所等訪問支援に係る記載のある対象児童とする。

イ 留意事項

(ア) 保育園等や学校を訪問し、子どもにとって慣れ親しんだ場所で支援を行うことで、保育園等関係機関との相互理解及び信頼関係の構築に努める。

(イ) 訪問結果は、対象児童の保護者へ報告することとし、その内容については、訪問先の保育園等、学校に共有を図る。

(ウ) 保護者、保育園等、相談支援事業所及び他の通所支援事業所からの依頼により提供されるものとするが、サービス利用料が発生することから相談支援事業所との連携を図り、保護者の了承を確認する。

(5) 障害児相談支援事業

障害児通所支援を利用するための障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとに利用状況のモニタリングを行う等、継続的に関わり支援を行うものとする。

ア 対象者

障害児通所支援を利用する、又は利用を希望する対象児童及び保護者等とす

る。

イ 留意事項

- (ア) 対象児童又は保護者の意志及び人格を尊重し、常に対象児童等の立場に立って行う。
- (イ) 対象児童の心身の状況、その置かれている環境等に応じて本人及び保護者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービスは多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (ウ) 対象児童に提供される福祉サービス等について、特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

(6) 保育園・幼稚園・認定こども園・小中学校等訪問支援巡回相談事業

対象児童が、安心して地域の保育園等に通園通学できるよう、支援センター職員及び巡回相談員が、地域の保育園等及び小中学校へ出向き、集団生活に適應するための専門的な技術支援あるいは情報提供などを行うものとする。

ア 訪問対象施設

主に、松阪市内の保育園等又は小中学校とする。ただし、必要に応じて、松阪市内高校及び放課後児童クラブも対象とする。

イ 訪問職員

原則として、訪問支援担当職員、相談支援担当職員又は巡回相談員とする。

ウ 留意事項

- (ア) 訪問は、原則として保護者、保育園等、小中学校、高校及び放課後児童クラブからの派遣要請を受けて行う。ただし、必要と認める場合はこの限りでない。
- (イ) 対象児童の保護者等に対し、その目的を提示するとともに、保護者等及び訪問先の関係者との連携・協働にて、支援業務を推進する。
- (ウ) 訪問時には、訪問支援カード等を作成し、相談者氏名・住所・連絡先、対象児童の氏名・状況、相談支援の内容などを明記する。
- (エ) 事案によっては、事前に支援センター内で関係者による検討を行い、必要に応じて相談支援担当者も同行する。
なお、訪問は、できる限り少数職員で対応する。
- (オ) 対象児童の状況によって、医療機関及び専門機関との連携を図る。
- (カ) 訪問終了後、対象児童の保護者等及び訪問先の関係者等との連携結果を、訪問支援カードに記載する。また、今後の対応に資するため、必要に応じて関係者による処遇検討等を行う。

(7) 児童発達支援人材育成事業

子育て支援又は特別支援教育に関わる事業に従事する職員等について、発達

支援の技術的向上と人材育成を行うものとする。

ア 事業内容

- (ア) 子育て支援又は特別支援教育に関わる事業等に従事する者の研修
- (イ) 障がい児福祉制度研修
- (ウ) 専門職員による事例研修
- (エ) その他、必要とする研修

イ 留意事項

- (ア) 子育て支援は特別支援教育に関わる事業に従事する職員等が容易に参加できる機会を設定すること。
- (イ) 専門機関・施設からの講師・指導者の招聘を積極的に行い、療育現場の技術向上を図ること。
- (ウ) 事例研修は必須とする。
- (エ) 研修参加に係る費用は原則として無料であること。
- (オ) 研修開催方法としてオンラインを活用するなど、より参加しやすい効果的な研修形式を検討すること。

(8) 児童発達相談支援事業

保健、福祉、教育及び医療の各分野並びに関係機関との連携のもと、対象児童や保護者等及び保育・教育関係者に対し、当該対象児童に関わる子育て、訓練、就園就学などについて専門的な知識・技術を必要とする相談支援を行うものとする。

ア 対象者

対象児童及びその保護者等、保育・教育関係者など

イ 相談支援時間

原則として、支援センターの開館時間内とする。ただし、必要な場合はこの限りでない。

ウ 相談支援業務

- (ア) 発達に係る相談を行う。
- (イ) 専門機関との児童発達支援ネットワークを構築し、安定した支援のため専門機関との連携体制を確立する。
ネットワーク連絡会議 年間2回程度開催
- (ウ) 保護者同士の情報交換・学習や保護者のためのサロン活動を積極的に行い、子育てや家庭などに関わる悩みの軽減又は解消につながる取組を行う。
- (エ) 障がい児保育支援委員会（支援センター所管事業）を設置し、それに係る相談を行う。また、対象児童への支援を検討するための観察聞き取りなどを行う。
- (オ) 教育支援委員会（教育委員会所管事業）への支援、及びそれに係る相談を行う。

- (カ) 的確な支援に係る相談（対象児童の療育手帳制度に関わる相談も含む）を行い、必要に応じて対象児童の観察聞き取りを実施する。

エ 留意事項

- (ア) 必要に応じて、専門職員（訓練担当職員、臨床心理士、看護師など）、主治医・嘱託医及び計画相談支援事業者と連携を図る。
- (イ) 相談者が安心して相談ができるような体制を構築する。
（例：外国語通訳、手話通訳など）
- (ウ) 相談者が求める情報は、できる限り提供する。ただし、相談者が対象児童及びその保護者等以外の場合は、事前に提供先の指定による提供同意が得られる場合を除き、個人情報に関わる部分は提供しない。
- (エ) 相談の内容によっては、相談者が安心できるよう専門機関へ引き継ぐ。
- (オ) 担当職員等による事案の対応を検討する場を、定期的あるいは必要に応じて臨時に設けなければならない。
- (カ) 相談支援担当職員は、その技術的向上を図るための各種研修・研究の機会を得て積極的に参加すること。
- (キ) 過去に通所利用をしていた就学後の対象児童の場合、必要に応じて、対象児童が地域で生活するために支援する事業所又は関係機関に対し、対象児童及びその保護者等が必要とする情報を提供することができる。ただし、当該提供内容は、対象児童が通所利用していた期間内に関わる福祉的支援情報のみとする。

(9) 特別支援教育体制支援事業

就園就学前から卒業するまでの学校教育段階等において、対象児童の自立と社会参加の実現に向けて、関係機関との連携・協働により、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、その可能性を最大限に伸ばすことを目指した指導と支援の充実を図るものとする。

ア 「個別的教育支援計画」の策定及び活用の指導並びに支援

支援を必要とする個々の対象児童について、乳幼児期から学校卒業までの一貫した長期的な支援計画を、学校（園）が中心となって、福祉、医療などの関係機関と連携し、保護者の参画と意見も含めて「個別的教育支援計画」を策定し、その活用を指導し、支援する。

イ 「パーソナルファイル」及び「サポートブック」の活用と促進

対象児童への支援に係る情報を円滑に引き継ぐための情報伝達ツールとして活用を促進する。

ウ 関係機関への支援

対象児童の円滑な就園就学のため、「教育支援委員会」及び「障がい児保育支援委員会」を支援する。

(10) 児童発達地域支援事業

松阪市内において支援センターから遠方の地域で、同地域内に児童発達支援事業所あるいは放課後等デイサービス事業所等がなく、かつ支援センターを利用することが難しい対象児童のために、必要に応じ、当該地域内に地域デイサービス事業を実施するものとする。

また、長期学校休業期間中に就学期の対象児童の日中活動の場及び地域の人たちとの交流の場を提供し、共生社会の実現を図るため、地域のボランティア、地域関係者などの協力を得ながら公共施設を利用して児童発達支援地域スクール事業を実施するものとする。

ア 地域デイサービス事業

(ア) 実施場所 飯南地区及び飯高地区(想定)

(イ) 事業運営 定期的に巡回方式にて実施

(ウ) 事業内容

- a 1週間の内、平日1日に実施するものとする。
- b 保育士(指導員)及び訓練担当職員等が巡回する。
- c 事業プログラムは療育及び訓練を中心に行う。

(エ) 留意事項

- a 事業を実施するにあたり、その安全を確保する。また、当該地区内の保育園等、小中学校及び各地域振興局と十分に協議して実施すること。

イ 児童発達支援地域スクール事業

松阪市児童発達支援地域スクール事業に関する規則(平成28年松阪市規則第20号。以下「事業規則」という。)に基づいて実施するものとする。

(ア) 実施方法 社会福祉法人等に委託して実施する。

(イ) 事業実施

- a 事業受託者が関係者による実行委員会を設置して、効果的に実施する。
- b 本事業の実施は、地域の協力者、ボランティア及び特別支援教育関係者の支援による。
- c 事業実施においては、対象児童の安全の確保をしなければならない。
- d 利用者負担は、事業規則に規定する金額とする。

(ウ) 留意事項

- a 事業規則に基づき、実施しなければならない。
- b 利用者負担については、事業規則に規定する金額を超える額を徴収してはならない。
- c 地域協力者やボランティアの確保は、松阪市社会福祉協議会(松阪市ボランティアセンター)の協働によって行うものとし、必要に応じて、メディアの活用を行う。
- d 実施にあたっては、看護師の配置を行い、医療ケアを必要とする児童への支援体制を確保しなければならない。

- e プログラムを実施する場合は、天候、交通状況等を把握し、安全の確保を行うものとし、実施主体は、警報発表などの危機管理を十分に行わなければならない。

5 職員体制及び業務推進

(1) 全体

基本計画に提示している基本理念をもとに、支援センター及び児童発達支援センターの目的を果たすため、全職員が連携・協働の体制のもと業務を推進するものとする。

(2) 各事業の推進

対象児童に対する療育・訓練を提供するにあたり、個々の特性にあわせた提供となることから、各専門職域を超えて提供する体制を構築し、効果的に事業を推進するものとする。

6 事業自己評価

支援センターが、基本計画に提示している事業を円滑かつ効果的に実施しているか否かを確認するため、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」等に基づき、一定の期間を設定して、保護者による事業所評価及び職員による自己評価を行い、必要と認める改善を進め、サービス提供の質的向上を図ること。

(1) サービス評価検討会の設置

支援センター内に、サービス評価検討会を設置し、各事業に係るサービスの提供内容及び提供体制等について、保護者による事業所評価及び職員による自己評価をもとに、検討し評価するものとする。

(2) 評価結果の公表

保護者による事業所評価、職員による自己評価、支援センターの経営評価結果については、公表するものとする。

7 基本指針（ガイドライン）の見直し

本基本指針（ガイドライン）の見直しは、3年毎に実施するものとする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

編集・作成

三重県松阪市下村町 875 番地 1

松阪市健康福祉部こども局

子ども発達総合支援センター

電話 0598-30-4411

FAX 0598-30-4433

